

令和 5 年第 1 回大多喜町議会定例会

6 月会議会議録

令和 5 年 6 月 4 日 開会

令和 5 年 6 月 6 日 散会

大多喜町議会

令和五年

第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会会議録

令和5年第1回大多喜町議会定例会 6月会議会議録目次

第 1 号 (6月4日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第3号の上程、説明	5
報告第4号の上程、説明	6
報告第5号の上程、説明	7
報告第6号の上程、説明	8
一般質問	9
山田久子君	9
渡辺八寿雄君	19
渡辺善男君	27
吉野僖一君	36
根本年生君	43
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
日程の追加	55
発議第4号及び発議第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	55
散会の宣告	59

第 2 号 (6月6日)

出席議員	61
------	----

欠席議員	61
地方自治法第121条の規定による出席説明者	61
本会議に職務のため出席した者の職氏名	61
議事日程	62
開議の宣告	63
議事日程の報告	63
行政報告	63
諸般の報告	64
報告第7号の上程、説明	64
報告第8号の上程、説明	65
一般質問	66
吉野 健一君	66
根本 年生君	72
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
休会について	101
散会の宣告	102
署名議員	103

第1回大多喜町議会定例会 6月会議

(第 1 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会 6月会議会議録

令和5年6月4日（日）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	渡辺 善男 君	2番	麻生 勇 君
3番	野村 賢一 君	4番	末吉 昭男 君
5番	根本 年生 君	6番	吉野 喜一 君
7番	山田 久子 君	8番	渡辺 八寿雄 君
9番	山口 定夫 君	10番	森 久 君
11番	吉野 一男 君	12番	渡邊 泰宣 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林 昇 君	副町長	西郡栄一 君
教育長	佐久間 靖夫 君	総務課長	麻生克美 君
企画課長	米本敏克 君	財政課長	君塚恭夫 君
税務住民課長	西川栄一 君	健康福祉課長	長野国裕 君
建設課長	市原芳則 君	農林課長	秋山賢次 君
商工観光課長	渡邊陽二 君	環境水道課長	小高一哉 君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳 君	会計室長	須藤明実 君
教育課長	吉野正展 君	生涯学習課長	和泉陽一 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 報告第3号 繼続費繰越計算書について
 - 日程第 3 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第 4 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について
 - 日程第 5 報告第6号 建設改良費繰越計算書について
 - 日程第 6 一般質問
 - 日程第 7 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
 - 日程第 8 請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
追加日程第2 発議第5号 国における令和6年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

また、町長をはじめ町執行部の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日は日曜議会が開催されますことに心から感謝を申し上げる次第です。

また、昨日の台風2号に伴う前線の刺激により、各地で局地的な大雨による災害が発生されました。被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月4日は休会の日ですが、議事の都合により、令和5年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、令和5年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、令和5年第1回議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございまので、これによりご了承賜りたいと存じます。

さて、令和5年度がスタートし、2か月が経過いたしました。国の先月25日に発表されました月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているとされております。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されではありますが、世界的な金融引締めなどが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、加えて物価上昇、金融資本市場の変動等の影響により十分注意する必要があるとしております。本町としましても、この経済状況などの不透明感が見

られる中、国や県の施策などを十分勘案しながら必要な対応を図りたいと考えております。

また、先月8日から新型コロナ感染症につきましては、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行されました。3年以上にわたりまして新型コロナウイルスと闘い、住民の暮らしを支えてこられた町内医師会、看護師の方など、多くの医療関係の皆様や高齢者福祉事業関係の皆様をはじめ、感染防止の拡大に取り組まれてこられた多くの皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

一方で、新型コロナウイルスは感染力が高く、高齢者や基礎疾患がある方への重症化リスクが高いことなど、実態は依然として変わるものではございません。今後とも、町民の皆様におかれましては、ご自身や大切な方を守るため、換気や手洗いなどの基本的な感染対策へのご協力をお願いしたいと思います。

町といたしましても、引き続き町民の皆様が健康に暮らしていただけるよう、またコロナ禍前の日常を取り戻せますよう、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日はこの後、報告案件が4件、6日は報告案件が2件、そして一般質問の後、人権擁護委員の人事案件、条例の一部改正が3件、また辺地に係る総合整備計画の変更、夷隅環境衛生組合規約の変更と一般会計の補正予算、また本日と6日の2日間にわたりまして一般質問が行われるわけでございますが、各議案とも十分にご審議をいただき、可決くださいますよう心からお願い申し上げまして、私からの行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告ですが、第1回議会定例会5月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、5月29日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が開催されました。役員の互選のほか、各町村から提出された国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめており、本町からは、国に対してGIGAスクール構想の実現に向けての支援についてと、県に対して二級河川夷隅川の河川整備についてを要望しておりましたが、原案のとおり採択され、それぞれ要望することとなりました。

次に、監査委員から、5月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がされておりま

す。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、町長から地方自治法の規定に順じまして、有限会社たけゆらの里及び株式会社わくわくカンパニー大多喜の経営状況を説明する書類が提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、6月会議につきまして、審議期間は本日と6日とします。お配りしております議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

2番 麻 生 勇 君

3番 野 村 賢 一 君

を指名します。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、報告第3号 繼続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、報告第3号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお願いします。

継続費繰越計算書について。

継続費は、毎会計年度の年割額のうち、その年度に支出を終わらなかったものは継続年度の終わりまで逐次繰越をして使用ができるものとされており、繰り越した場合には5月31日までに計算書を調製し、次の議会において報告が必要なため、報告をさせていただくものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

令和4年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告します。

次のページをお願いします。

令和4年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款6商工費、項1商工費、事業名、面白峠遊歩道整備事業、この事業は養老川面白地先の遊歩道を令和2年度から令和5年度までの4か年で整備するもので、当初予定の3年間から安全確保のため工事内容等に変更が必要となり、議会3月会議で事業年度を1年延長し4年間としたものでございます。継続費の総額は1億5,810万円、令和4年度の予算計上額は300万円、前年度からの過次繰越額6,010万円、合計6,310万円。支出済額は、環境調査委託料で575万6,000円、残額及び翌年度過次繰越額は5,734万4,000円、財源は繰越金でございます。

以上で報告第3号 継続費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで報告第3号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第4号の説明をさせていただきます。

議案つづり5ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお願いします。

令和4年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び特定財源について説明をさせていただきます。

上から順に、町有林管理事業は町有林約6.5ヘクタールの間伐で、繰越額は410万円、未収入特定財源は間伐材の売上収入でございます。

その次、戸籍事務費は戸籍情報システムの改修と改修に伴う機器の購入で、繰越額は479万6,000円、未収入特定財源は社会保障・税番号システム整備費国庫補助金でございます。

マイナンバーカード取得促進事業は、マイナンバーカード取得時のマイナポイントについて

て、町の地域通貨を指定し、チャージした分の未使用分で、繰越額は359万円、既収入特定財源は地域通貨のチャージ分でございます。

保育園管理運営事業は、みつば保育園の空調の老朽化による更新工事で、繰越額は4,850万円でございます。

環境保全事業は、埋立許可申請の内容等の審査委託業務で、繰越業務は275万円でございます。

産地育成事業は、横山地先の遊休農地の活用で、花木を植栽しようとするもので、繰越額は1,327万7,000円でございます。

土地改良関係団体事業は、西部田地先県民の森下のため池の地質調査で、繰越額は456万2,000円でございます。

観光施設整備事業は、中瀬遊歩道の整備で、繰越額は5,001万円、未収入特定財源の地方債は過疎対策事業債でございます。

町道管理事業は、町道2か所、猿稻と上原地先の排水整備で、繰越額は908万5,000円でございます。

町道改良事業は、町道田丁下屋敷線の改良工事で、繰越額は1,041万4,000円、未収入特定財源の地方債は緊急防災・減災事業債でございます。

交通安全対策事業は、町道の白線や歩道のカラー塗装で、繰越額は444万8,000円でございます。

橋梁長寿命化事業は、町道堀切線の堀切橋と町道弓木西下線の前堀橋の修繕に伴う付帯工事で、繰越額は500万円、未収入特定財源の地方債は過疎対策事業債でございます。

教育委員会事務事業は、業務委託費など、繰越額は393万円でございます。

道路橋梁災害復旧事業は、町道大中線と葛藤筒森線、弓木前台線の3路線の災害復旧で、繰越額は5,200万5,000円、未収入特定財源の地方債は公共土木施設災害復旧事業債でございます。

以上、合計で14事業、繰越額は2億1,646万7,000円でございます。

以上で報告第4号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、報告第5号 事故繰越し繰越計算書についてを議題としま

す。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第5号の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和4年度大多喜町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をいたします。

次のページをお願いします。

令和4年度大多喜町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、事業名、町道改良事業、支出負担行為額105万4,340円、支出済額80万9,064円、支出未済額24万5,276円、翌年度繰越額24万5,276円でございます。

この繰越しは、町道弓木西上線の道路改良工事に伴う用地の取得で、土地の相続人との交渉に時間を要したため登記手續が遅れ、年度内に完了とならなかったことによるものでございます。

以上で報告第5号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで報告第5号 事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、報告第6号 建設改良費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 報告第6号 建設改良費繰越計算書についてご説明いたします。

議案つづり13ページをお開きください。

建設改良費繰越計算書について。

令和4年度大多喜町水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業会計予算繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び財源内訳の順でご説明させていただきます。

事業名、配水施設整備事業は、一般県道大多喜一宮線、下大多喜台地先配水管布設替工事1,740万円。町道増田小土呂線、下大多喜、田代地先配水管布設替工事1,238万円。町道大中線、船子地先配水管布設工事711万円。事業費合計3,689万円を翌年度に繰り越すものでございます。この繰越額に係る財源として、企業債2,340万円、損益勘定留保資金等1,349万円を予定しております。

以上で報告第6号 建設改良費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで報告第6号 建設改良費繰越計算書についてを終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は10時40分から再開します。

（午前10時20分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は答弁を含めて30分以内です。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（渡邊泰宣君） それでは、初めに7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、町の包括連携協定と、災害時の協定、覚書について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

近年、地方自治体が民間企業等と包括連携協定等を結ぶ事例が増えております。

包括連携協定とは、地域が抱える課題に対して自治体と民間企業等が協力し、解決を目指す協定でございます。

様々な分野で連携がされているようですが、本町でも各協定や覚書を結んでおります。その中で、その活用や活動が大切であると思いますことから、質問をさせていただきます。

初めに、包括連携協定と災害時の協定、覚書について、どのようなジャンルで、それぞれ幾つあるのか。また、簡単な協定内容をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問の包括連携協定につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

町が現在締結しております包括連携協定は、企画課の所管で3協定、また総務課の所管で1協定となります。

また、ジャンルということですが、包括的な協定となりますので、それぞれの協定が特定の分野に限らず、福祉、まちづくり、教育、人材育成、観光、振興など、多岐にわたった連携内容となっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

ご質問の災害時の協定、覚書等につきましては、地震、風水害等の大規模災害が発生したときに、応急復旧活動を行政だけで対応することは困難なため、迅速に応急対応を行えるよう、各種事業者、団体、他の行政機関等と合計39件の応援協定等を締結しており、本町地域防災計画の資料編に一覧表を掲載してございます。

災害協定でのジャンルといたしましては7種類に分けさせていただき、その件数などにつきましてご説明をさせていただきます。

初めに1番目、自治体相互応援協定につきましては6件で、千葉県及び県内市町村、荒川区、品川区などと災害時の相互応援に係ることを締結してございます。

次に2番目、物資供給に関する協定でございます。本件につきましては8件で、各種事業

者と食料品、飲料水、生活必需品、燃料などの供給支援に係ることを締結してございます。

次に3番目、災害復旧に関する協定につきましては4件でございます。東京電力パワーグリッド株式会社や千葉県土地家屋調査士会などと、ライフラインの復旧、家屋被害認定調査などの災害応急対策を締結してございます。

次に4番目、広報、報道、情報通信に関する協定でございます。本件につきましては4件で、県などの行政機関、通信業者と、防災行政無線等の情報発信に係ることなどを締結してございます。

次に5番目、医療、衛生に関する協定でございます。本件につきましては5件です。勝浦保健所、医師会、三育学院大学と医療救護活動に係ることなどを締結してございます。

次に6番目、避難所等に係る協定につきましては4件で、千葉県教育委員会、町内各ゴルフ場関連、社会福祉法人などと指定避難所、一次避難所、福祉避難所に係ることなどを締結してございます。

最後に7番目といたしまして、その他の応援協定、本件につきましては8件で、日本郵便株式会社、大多喜郵便局、自動車関連業者などと、道路損傷等の情報提供や、電気自動車の活用に係る災害連携協定などを締結してございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ただいまご答弁いただきました包括連携協定、古いものは昭和62年からあるようでございますし、また新しいものは、先ほどおっしゃいました令和3年ということで、さきの台風被害後に結んでいただいたものもあるかと思います。

その中で、現在実際に機能している協定、そういったものは何があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 包括連携協定ということで、企画課からお答えさせていただきます。

現在、保険会社2社、あいおいニッセイ同和損害保険、明治安田生命、また、学校関連では、学校法人千葉工業大学また学校法人三育学院と協定を締結しております。

機能しているかとのご質問ですが、やはりここ数年はコロナ禍の影響もありまして、それぞれの協定に位置づけた連携が思うように進まない状況もありましたが、の中でも、あいおいニッセイ同和損害保険とは、例年、地方創生に関してSDGsなどをテーマに職員研修

への講師派遣にご協力をいただいております。

また、千葉工業大学においては、小中学校で活用しているタブレット端末の寄贈をはじめとして、学校教育との連携のほか様々な地域課題について人的支援の連携を図っております。

また、明治安田生命については、今後、イベントへの人的支援、健康などに関するブース出展のご提案をいただいているところです。

最後に、学校法人三育学院とは、地域の発展と人材育成を図ることを目的に、地域での交流事業や町内保育園、小中学校での英語講師派遣、また、旧西中学校を活用した中学校の設置から、本年4月には同校を中等教育学級として開校し、町内中高生や地域との新たな交流の可能性も期待されているところです。

今後、より連携協定の機能が発揮されますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 総務課からはございませんか。大丈夫ですか。分かりました。ありがとうございます。

それぞれ、必要に応じて継続させていただいているもの、それから、コロナ禍において止まってしまっていたという部分もあるかなとは思いますけれども、それぞれ連携協定を結んでいただいているのは、おのおのの課題に対して取り組んでいただくためには、大変大切なものだと思っております。これからもより一層の連携強化を図っていただきまして、その協定の意義を増していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、災害時の協定、覚書の中で、令和元年の台風災害のときに実際に連携できた協定、覚書は何があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、総務課のほうからお答えさせていただきます。

本町地域防災計画は、法に基づき本町防災会議が策定し運用するため、本町防災会議を構成する防災関係機関等の処理すべきことが明記されているところでございます。これは、防災関係機関との応援協定、覚書の有無によらず、主な事務、業務が明記されており、平時から災害の防止、軽減を図ることや、コミュニケーションを取ることにより顔の見える関係を構築し、有事の際は協力体制を発揮するよう努めているところでございます。

令和元年の台風災害においては、インフラライン、特に長期間にわたる停電による被害が

発生したところですが、これについては計画上の指定公共機関である電力会社が、災害時ににおける電力供給、復旧に関する業務を実施していただいたところであり、必ずしも応援協定に基づくものではなく、本県に限らず、応援協定等によるものかどうかの線引きをすることは非常に困難なところでございます。

ご質問の令和元年の台風災害時に実際に連携をいただいた事案といたしましては、町内ゴルフ場と災害時における一次避難所としての使用に関する協定を締結していることから、発災後早期の通電が可能だったゴルフ場のご厚意によるお風呂入浴の提供などがございました。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございました。

令和元年の台風では、本当に町民の皆様も、停電、断水等、大変苦労されたかと思いますが、職員の皆様も全力で対応していただいたこと、また関係機関の皆様が応援に入ってきてくださってきていることも私の目にさせていただいております。

その中で、その分につきましては大変感謝を申し上げるところでございますが、やはりその後何年かたちまして、あのときにこれができたんじゃないんだろうかという今後の対策というところでの検討も必要になり、今の部分があるのかなというところで思っております。

その中で、先ほどもお話をございましたが、ゴルフ場さんのご協力によりまして、お風呂を利用させていただいたと思います。私はてっきりこれは、この協定によって活用させていただいた、協定を結んでいたことによって町との連携の中でさせていただいたのかなと思っていたんですが、これは協定に基づく中で行われたものではないという回答だったのかなとちょっと思ったんですが、その辺はどのように、もう一度確認させていただければ。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 協定の中身につきましては、やはり、避難所としての位置づけの協定が確かに一番示されているところでございます。

ただ、そこが一次避難所という形でお借りしたのではなく、お風呂、要するに停電があつて皆さんのがお風呂に入れないという状況がありましたので、そこにつきましては、むしろその協定、確かにいろいろな双方のお願い等を聞き入れるのも、最後のところに、相互協議しながら進めるという中であれば、当然、その覚書とか協定に基づくところなのかなという言い方もできます。

先ほど申したとおり、どうしてもその線引きは、協定があったからそのご厚意をいただけ

たというところではなく、協定がないにしろ、いろいろな寄附等も頂くところもございますので、一概に協定に基づくものかとは言えないところかなということでご回答はさせてもらっております。

いずれにしても、ただ、そういう形で、いざ何かがあった場合には、町内各ゴルフ場の方たちとも相互で助け合いながらやっていくというものを構築させていただいている。確かに覚書として表に出すというのも大事だとは思うんですけども、その中の一環としてという考え方も当然できるとは思うんですけども、そのような形で相互の応援体制ができているのかなというところでございます。必ずしも協定に基づくというものではないと思うというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

そうしましたら協定では、災害時における一次避難所としての使用に関する協定ということで、ゴルフ場さんとは結んでいただいているようでございますけれども、これに限らず、先ほどのようにお風呂等については、ご協力をいただける中で進めさせていただいたものということでおよろしい、解釈させていただくということでございますね。分かりました。

それともう一点なんですが、関連というんじゃないんですが、お伺いしたいのは、この台風のときに停電が発生しました。4日とか5日とかという形があったかと思う。もっと長かったところもあるかもしれません、そのような中で、やはりこの協定を結ばれている中で、建設業界さんとの協定もございます。詳しい内容は分からんんですが、場合によっては、建設業界さんには大型発電機なども持っておられる事業者さんもあるのではないかということ、そういった発電機をお借りすることで対応の一助になったんじゃないのかというお声もございましたが、この辺についてはどのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、39協定、総務課のほう、防災計画の中の協定の中には、確かに建設関係の方と結ばれているところはあるんですけども、直接、今ご質問のあったような形ではなく、どちらかというと個人業者、個人的な業者の方との協定の内容になっているようです。

議員さんもおっしゃったとおり、建設担当のほうにも確認したんですけども、建設課のほうで、実はやはり、担当課のほうと直接、何か有事の際があった場合に結んでいる協定が

あるそうです。その中で、当然相互の人的派遣だったり、対応等を結んでいるということは、確認はさせていただいております。

その中で、当然必要な電源装置があれば、そちらもお借りできるんではないかというところではございますが、その町内業者の方がどれだけの容量の電源設備を有しているか、そこまではちょっと確認できていないのが正直なところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、先ほどのお風呂の件では、協定を結んでいなくても相互の連携の中でお風呂を使わせていただくことができた。また、発電機等の場合においては、連携を結んでいないので難しいのではないかという、ちょっとそんなように思いました。

それでは、協定を結ぶということは、どのような意味を持つことになってくるのか、どのような形になってくるのか、ちょっとその辺のお考えをお伺いしたい。協定を結ばなくともいいのか、協定を結んでおいたほうがいいのかということになってくるかと思うんですけども、今どのようにお考えでございますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、協定は、先ほど冒頭でお話したとおり、本町だけでは有事の際、対応できないことが多いございます。当然に必要なことという認識でおります。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、本町で結んでいただいている協定や覚書というのは、比較的、ふだんから役場の皆さんとのつながりの中で、顔が見える事業所さんですとか団体さんなどが多いのかなというふうに思っております。そう思いますと、有事の際には、町独自の判断で、この協定に限らずご協力を求めていくというようなこともあり得るのではないかというふうに思います。

状況に応じてお願いをしていくということなんですねけれども、この辺も必要ではないかと思うんですが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 確かに議員さんおっしゃるとおりであると思われます。

直近の災害等につきましては、先ほどご厚意等のお話はさせていただきましたが、要する

にプッシュ型でいただくようなことが多くございます。

協定の中につきましては、その応援要請の仕方、手続の方法、種類、また経費負担等につきましても当然、覚書等には記載されております。それらを確かに、いざというときにしっかりと、こちらも支援体制も取れるような形で考えていくべきところが正直なところでございます。

対策本部が設置されて、各課において、それぞれその災害対応業務をする中で、関連する協定の内容などにつきましても、いま一度情報共有をしっかりとして、いざというときに迅速に対応できるよう努めたいという考えでいるところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 協定を結んでいただくということは、ある意味そこでの信頼関係の、また、いざお願いするというところの太いつながりになると思いますが、やはり災害時等におきましては想定外というのが必然的に多く起こってくると思います。協定をしっかりと、連携を結んだところとご協力いただきながら柔軟に活用していただくことと、またその中で、結んでいなくてもご協力いただけるようなところにつきましては、しっかりとお願いをしてみて、相談してみていただくということも必要ではないかなと思うところでございます。

次に、包括連携協定と災害時の協定、覚書についてなんですが、それぞれが有効的に活用、活動が行えるような準備や体制の整備が今まで以上に必要ではないかと考えます。

今後結ばれる協定等も踏まえてということになるかもしれません、今、総務課長もおつしやっておりましたが、連携を結ぶに当たって、いつ、どこで、どのような規模で行政サービスを始めるのか。予算や人材についてもある程度決めておくことが必要かもしれません。

特に、災害時には、協定に基づく迅速な活動を行うことが大切であると思います。平時から災害時に活動が行えるような準備や体制整備が必要と考えます。

いつ、どのような状況のときに協定企業等に依頼をしていくのかなども決めてあるのでしょうか。町の状況と考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課のほうで所管している包括連携協定につきましては、多岐にわたる分野での協定内容となっておりますので、企業さんのほうからご提案や連携いただく案件によって、関係部署との情報の共有、調整を図るとともに、例年連携いただいているものにつきましては適宜、内容について協議をしながら、相互連携を進めてまいりたいと考

えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 山田議員のおっしゃるとおり、災害時の協定、覚書につきましても、その活用、活動の、迅速的確に、誰もが対応できるようにするということはとても大事なことであり、必要なことであると確認させていただいているところでございます。

このようなことから、災害時の協定、覚書も含めた支援に係る行動マニュアル等を考案しながら、協力要請などの手続等の所定事務を明確化できるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。日常業務がある中で、そういった計画をつくっていただくということは、大変手間もかかり大変だと思いますけれども、いざというときに担当者の方が被災をされても、また担当者の方が替わられても、そういう計画があることで引継ぎをされていく、つながっていくものと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

最後に、包括連携協定と災害時の協定、覚書の新規協定について、考えているものがあるのか、お伺いをいたします。

また、大多喜町第3次総合計画の中に、中野駅周辺の環境整備により商店街の活性化を行うとございますが、生活面も含めた環境整備や買物弱者支援対策の面なども包括連携協定を結ぶことのできる民間企業等を探し対策をしていく考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、初めに総務課からお答えさせていただきます。

災害時の協定、覚書の新規協定につきましては、現在のところございません。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課の所管におきましても、現時点で新たに予定している協定はございません。

また、包括連携協定につきましては、議員おっしゃられたように、町だけでは解決できない地域課題、行政課題を、福祉、まちづくり、教育、観光振興など広い分野にわたって官民

が相互に連携して取り組んでいくものとなります。

民間側の連携のメリットとしては、一般企業であれば、地域貢献を通して企業価値、社会的価値の向上を図り、企業イメージのアップや宣伝効果を、加えて大学などであれば、教育、研究の成果を還元することでの存在意義、また学習環境の確保などが挙げられます。反面、課題としましては、民間経営に過度な負担をかけてしまい、事業の継続性を失してしまうという点も挙げられます。

山田議員が懸念されている買物を含めた生活環境の不便さであったり、中野周辺に限らず、地域の活力が低下することに対しては、議員がおっしゃられるように、包括的な対策、また民間との共同の取組は大変重要であると考えております。

ご提案いただいたいる、包括連携協定により民間企業の活力、ノウハウを活用し、地域課題に共同で取り組むことも有効な対策の一つと考えておりますが、特定の分野で特定の企業と協定を締結し取り組むことへの課題もございますので、包括連携という手法のメリット、デメリット、また、官民のそれぞれの役割を踏まえつつ、包括連携協定の活用を模索していくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今、いろいろお話しいただきまして、いろいろお話ししたいこともあります、時間の関係もございますので、包括連携協定の取組は、今お話がありましたように、民間企業や大学などと協力することで新しいアイデアや技術が生まれ、自治体と企業のどちらもが発展するきっかけになるとも言われております。

事例では、千葉市と株式会社ZOZOでは、地域の活性化と市民サービスの向上のために、兵庫県西宮市では、大塚製薬株式会社様と健康に関する啓発、協力や、食やスポーツを通じた健康づくり、災害時の対応など、様々な分野で連携をしているそうです。

包括連携協定は、行政だけでは難しい最先端サービスの提供や、少子高齢化による人材不足の解消など、様々なメリットがあるとも言われております。ご紹介した事例のような大きな企業でなくても、本町のニーズに合った企業等と包括連携協定を結ぶことで、地域活性化や住民サービスの向上に役立つことができればと思うところでございます。

また、森林整備について、森林環境譲与税の活用について、配分も多い自治体と本町とで協定を結んで事業に出資することや、ゼロカーボンやカーボンニュートラルの視点からの都市部自治体や企業との連携による伐採植林事業、大規模災害にボランティアセンターを設置

する町社会福祉協議会との役割や協力事項、費用を含めた協定など、また、これから今後増えてくると考えられる孤独、孤立といった課題解決に取り組んでいただけるような企業等との連携などもできたらよいのではないかと考えております。

こちらは、いずれにしましてもこちらの思いだけではできない、相手方のいることでございますけれども、こういった取組もまちづくりの一つの力として、包括連携協定という在り方も生かしていただければと思うところでございます。

以上、雑駁な質問となりましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で山田久子君の一般質問を終了します。

◇ 渡辺八寿雄君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、8番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

○8番（渡辺八寿雄君） 8番渡辺八寿雄です。

6月会議におきまして、一般質問をさせていただく機会をいただきまして、感謝を申し上げます。

私は、6月会議におきまして、町の農業政策、特に資肥料等の生産資材が高止まりの状態でありまして、経営に苦しむ農家に対する支援策、そして農作業の安全対策について質問をしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

肥料等の農業生産資材の高止まりが続いており、農家は大変苦しんでおります。十分な農業収入が得られず、逆に赤字経営を余儀なくされております。

農林水産省では、1月の肥料価格の上昇率が前年同月比の1.4倍を受け、肥料高騰の影響を受ける農家を対象に春肥分の支援を実施することとしました。

また、県においても、物価高騰対策として農業者に対し支援を行うとされておりますけれども、こちらにつきましては具体的な内容がまだ示されておらないところであります。

いずれにいたしましても、このような支援策があるとするならば、農業者向けに詳しく制度の周知を行うべきだと思います。

飼料の高騰分を生産者米価に価格転嫁するという議論もなく、またこのことにつきましては、消費が低迷するというおそれもありますので、価格転嫁もそう簡単ではないと思われますが、また他方、生産資材、燃料、電気、農業機械などは高騰する一方であり、しかも兼業

農家にあっては税法上所得税の特例も一部排除されるなど、農家にとってはますます厳しい経営状況に陥っていると言わざるを得ません。

まして、農業従事者の高齢化、後継者不足など、農業を取り巻く環境はかなり厳しい、環境に明るさが見えないといった状況であります。

このような農家の苦しい経営状態を、町としてはどのように捉えておられるのか、まずもって、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

町農業の主軸であります水稻を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響により、農産物全般的に販売価格の下落が見られたことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、1回目の給付を令和3年度に実施しております。

また、ロシアによるウクライナ侵攻や円安等の影響を受け、農業資材や燃料等が高止まりして全般的に厳しい状況となりましたため、同じ交付金を活用いたしまして、2回目の給付を令和4年度に実施させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ただいま、今まで町で行った支援策2点についてお話をございました。

この支援策、改めまして、その制度につきましてお話しさせていただきたいと思うんすけれども、まず一つは新型コロナウイルス感染症対応農業者支援給付金であります。これは、コロナウイルス感染症拡大によりまして、特に外食産業において、お客様の減少によりまして米の需要が極端に減少したことにより、米価が下がったことによる収入補填の支援策であります。令和2年と令和3年の農業収入を比較して10パーセントから30パーセント未満減少があった場合に一律3万円、30パーセント以上の減少があった場合には一律5万円を支給するものがありました。これは令和3年度の補正予算での対応でございましたけれども、予算を令和4年度に繰り越し、そして令和4年6月30日までの受付期間での対応がありました。

また2点目は、農業生産費高騰対策支援給付金であります。ロシアのウクライナ軍事侵攻による肥料、農薬、動力光熱費等の物価高を受けまして、令和4年分のこれらの実績値の10パーセント、これには上限がありましたけれども、この10パーセントを支援するというものがありました。この事業につきましては、令和5年1月31日までの受付期間で終了いたしま

した。

この2つの事業について、予算額、そして件数、実績につきましてお答えいただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 給付金の実績はということでございます。

今、議員のほうからご説明がありましたが、私のほうで再度補足で説明させていただければと思います。

第1回目の大多喜町新型コロナウイルス感染症対応農業者支援給付金、こちらにつきましては、令和4年1月24日から令和4年6月30日までの期間で、令和3年度分の農業収入と令和2年度分の農業収入を比較しまして、10パーセントから30パーセント未満の減少があった方に一律3万円、30パーセント以上の減収があった方に一律5万円の給付金を交付させていただきました。予算額としましては1,515万円で、実績は給付件数が65件、給付額237万円となっております。

第2回目の大多喜町農業生産費高騰対策支援給付金につきましては、令和4年10月5日から令和5年1月31日までの受付期間で、令和3年度分の肥料代、農薬代、動力光熱費の合計額の1割分に対しまして、農業者、上限20万円、畜産業者、上限30万円として給付金の交付を実施いたしました。予算額は1,478万8,000円で、実績は給付件数が158件、給付額947万5,000円の給付となっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございました。

農家支援のために計上した事業予算でありますけれども、特に、最初行いました新型コロナウイルス感染症対応農業者支援給付金、こちらにつきましては1,515万円を予算計上しておきながら、実績として237万円だということでありました。

なぜ申請する方が少なかったのか。言葉を返せば制度設計がよくなかつたのかどうか。これらにつきまして事業終了後に検証されたのかどうかということと併せて、令和5年におきましても肥料、農薬など生産資材は高騰し続けている背景から、農業生産費高騰対策支援給付金、これにつきましてさらに内容を充実させて、今年度も継続して支援するお考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 1回目と2回目の給付金について、申請者が少なかった、このことの検証をしたかとのことでございますが、効果的な検証方法等が非常に難しい状況でありますて、特に検証等は行っていないのが実情でございます。

次に、継続して支援をする考えはあるかということでございますが、農業資材や燃料費等の高止まりの影響により農業者全体的に影響を受けていると思いますが、特に大きな影響を受けていると思われる畜産業や施設栽培農家及び水稻に関しましても、規模を大きく耕作している方に関しましては深刻な状況にあると思われます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の追加分が、電力・ガス・食料品等の価格高騰の対応用といたしまして交付が予定されておりますが、交付限度額が示された時点から、農業者支援についての協議はさせていただいております。しかしながら、先ほど答弁させていただきましたとおり、2回目の給付金につきまして今年の1月末まで実施しており、終了してから期間が経過していないこと、今後の農産物の販売価格や農業資材及び燃料等の価格の動向が不透明なことから、現時点において、直近の実施については想定しておりません。

今後、国や県、近隣市町村の動向や農産物の販売価格、農業資材や燃料費等の価格を注視し、状況に応じてさらに協議させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 状況に応じて判断いただけるというご答弁をいただきました。

どうしても生産者にとりましては、5年生産米の生産資材につきましては既に支出しております。かなり値上がった中での生産資材の支出ということで、非常に農家が苦しんでおる、こういう状況を十分理解いただきまして、十分推移を見守りながら対応をいただければと思います。

次に、農作業事故防止の普及啓発について。熱中症対策も含めてお伺いしたいと思います。農機作業での事故の割合でありますけれども、他産業より高い水準が続き、安全対策は喫緊の課題であると農林水産省では警鐘を鳴らしております。農作業事故を減らすには、農家の皆さんの自らの意識向上に加え、危険な場所や作業内容など、働く環境そのものの改善も必要であります。

国が示している事故件数でありますが、農業従事者による死亡事故件数は、危険な作業が伴う建設業の約2倍近い数字を示しているということであります。具体的には、農業従事者

が10.5人に対しまして、建設業では6人ということで、農業従事者の事故が約2倍近い数字を示しております。このようなことから、国では3月1日から5月末日まで農作業安全確認運動期間として、農作業事故防止運動を展開しました。

農作業事故で最も多いのは、トラクターによる事故のようあります。高齢化が進む中、農作業事故の7割が70歳以上の方だということあります。町でも、農作業事故防止について、農機の操作、作業上の身の安全対策、危険箇所の配慮などの水田の環境整備など、注意喚起をしてはどうかと思います。

またあわせて、農作業中の熱中症もかなり増加しているということのようあります。これまた国では、令和5年度、新たに5月から9月までの間、熱中症対策強化期間と定め、農作業中の発生予防の取組を農作業安全確認運動の一環として推進することにしたようあります。

このことにつきましては、県を通じまして町にも文書が発出されているものと思いますが、これを踏まえまして、農作業での安全対策について、農政担当課として注意喚起をされてはどうかと思いますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 県では、千葉県農作業安全推進計画に基づきまして、例年千葉県各地において、農業機械等による事故防止講習等を開催しており、農業機械点検検査員を派遣し、高齢者の農業機械整備体制の充実や、農作業事故防止を図っております。

昨年度は大多喜町においても4か所の会場において開催され、27名の方が受講されています。この講習は、主に認定農業者と多面的機能支払交付金事業を実施している組織を対象としており、事業を実施している組織については、以前から農業機械等の安全講習等の受講が義務づけられております。受講をしていただいているものと認識しております。

全国的に70歳以上の高齢者による事故が多発しているものの、認定農業者や多面的機能支払交付金事業組織に属さない農業者におきましては、現状では講習等の機会がない状況にありますので、一般の農業者も受講できるよう県に要望していきたいと考えております。また、広報や、今年から供用されているおおたき通信等におきまして、農業機械の適切な使用や点検の実施について啓発をさせていただきたいと考えております。

また、熱中症対策につきましては、暑さ指数が33を超えることが予想される場合は、熱中症警戒アラートが発令され、農作業に限らず、屋外での作業や外出の自粛について、防災行政無線により周知を行っています。

熱中症対策につきましては、今後、広報やおおたき通信などでも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 前向きなご回答いただきました。よろしくお願ひをしたいと思います。

時間の関係で、次に進めさせていただきます。

次に、水田の畠地化についてお尋ねをいたします。

国や県では、水稻栽培から畠作転換を推奨しているようあります。特に国では、畠地化促進事業ということ、そしてまた県では、麦や大豆の生産強化を重視し、水田の畠地化への支援を拡充するとのことであります。畠地化するといつても、作物の種類や、新たに機械の購入など投資も必要となってまいります。町として、畠地化対策についてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 食用米の需要の減少傾向及び米価の低迷が続いていることから、米の備蓄が増加傾向にあること、基本的には、一年一作である水稻栽培よりも、作物次第では1年に何回も収穫できる畠作のほうが生産量及び収益が増すものと考えられることなどから、国・県において畠作への転換を推奨しているものと考えます。

町も昨年から、水田で水稻以外の作物を栽培することや、遊休農地の有効活用を図るため、大多喜町農業活性化プロジェクトを立ち上げ、大多喜町の地質でも栽培が可能な作物の選定について模索をしており、現在、作物の選定作業を試みている最中にあります。

今後も引き続き同プロジェクトを進めていきたいと考えております。

なお、夷隅農業事務所においても、遊休農地を利用した枝物、草花の栽培を推奨するための講座を開催しております。この講座を大多喜町の方も受講され、受講された方のうち既に8名の方が栽培に取り組んでいるところでございます。

今後、夷隅農業事務所との情報共有を図るとともに、一層の協力関係を構築していきたいと考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございました。

今まで水稻栽培をしておった農家が畠地化に転換するといつても、なかなか先の見えにく

い作業転換だと思います。どうぞ細かい情報でも早め早めに、農家の方にあるいは町民の皆様にお伝えいただきたくお願いを申し上げたいと思います。

農業経営が厳しくなってまいりますと離農する農家も増え、農地の荒廃化も進んでまいります。農地が荒れれば野生獣のすみかにもなり、周辺の農家にも悪影響を及ぼしかねません。

このような中、今、あえて企業名を申し上げますけれども、大多喜学園の3人制プロバスケットボールの選手たちは水田を借り上げ、約10町歩ほど一生懸命米作りに励んでおります。荒廃農地の解消に一役も二役も買っており、町にとってもとても力強い農業経営者となっております。将来、農業の企業化も検討すべき時代に入ってくるのではないかとも考えられるところであります。

将来の農業について、町としてはどのような構想を考えておられるのか。構想といつてもかなり厳しいといいますか難しい内容だと思いますけれども、最後に町長にこの点お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは、ただいま渡辺八寿雄議員からのご質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。

最初に大多喜学園の皆さんのお躍について二、三触れておられましたけれども、本当にあのＳＤＧｓ大多喜学園の皆さんには頭が下がる思いでございますし、今後ともできる限りいろんな形で応援していきたいというふうには考えております。

それから、水田耕作については、基本的に私ももともとそういう仕事をしておりましたので、文献によると、ただいまの米価約1万円前後ですと5町歩ぐらい、これが損益分岐点になるそうでございます。

厳しい状況であるということは十分推測されますし、今後は集約を図りながら、また、法人化を視野に入れた経営基盤の構築も、近未来的には考えていかなければいけないだろうというふうに考えております。そのために、今後、その後、そういう仕組みづくりをどのようにしていくか、これから農家の皆さんと一緒に、共に手を携えながら仕組みづくりを考えていきたいというふうに考えております。

そしてまた、水田の畠地化ということをご提案されましたけれども、これは農水省ももう3年ぐらい前からですかね、水田の畠地化対策という形を大きく提唱させていただいていると思っております。

これはもう避けては通れないことだろうなというふうに考えております。これだけ米価が

下がる、要するに米の需要が減っている以上は、水田を何とか畠地化しなければいけない、そして畠作物に変えていかなければいけないという状況にあろうかと思います。

そのために、今、農林課の皆さんともお話し申し上げておりますけれども、今までの暗渠とは違ったような暗渠方法、今三重のたしか農業事務所のほうとかで、農業生産のほうで、弾丸暗渠のちょっと変わったやり方とか、そういったものを造っております。大多喜は特に粘質土ですので、基本的には弾丸暗渠等が特異的にかなり効果があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺を考えながら、水田の畠地化、これを緊急に進めていきたいと思っております。

それから、現在もう今、皆様もご存じかと思いますが、中田耕地で、約6反歩、これは試験的にも含めて、水田の畠地化を考えながらのフローラーパークに今挑んでおります。全くの耕作放棄地、遊休農地というよりも耕作放棄地だったと思いますが、ちょっと時間がなかつたものですから、ちょっと無理やり、天地返しという方法を使いまして、そして非常に水が湧いている場所だったんですが、開渠をたくさん掘ることによって、6反歩を大体おおむね、今まで6枚の田んぼだったものを4枚ぐらいにしまして開渠、明渠を掘りまして、そして湧水を処理することによって、表土を硬く、要するに乾燥させて、そして今まさにそこに、ハーブ関係を植えているということをやっております。

多分これが一つ、将来的な水田の畠地化の実例になるんではないかというふうに思っております。まだ、初めて1年ちょっとでございますので、全て解決できるような方法が見つかったわけではございませんけれども、一つ一つ前向きに頑張っていきながら、農家の皆さんの何となく兆しが見えるような方向性を出していきたいというふうに考えておりますので、引き続きご協力のほうよろしくお願ひしまして、私の答弁と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ただいま町長から前向きなお話、そして農家に優しい町長でありますので、これからも農家のご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、これは特に質問ではありませんけれども、低所得世帯の方を対象に、子供1人に一律5万円を支給する事業費として、5月会議に補正予算が計上されております。

また、既にこれにつきましては事務手続が進められていることと存じます。

また引き続きまして、低所得世帯を対象とした1世帯3万円を支給する事業も迫っておりまます。さらには、千葉県独自の小中学生の全児童や生徒、そして高校1年生を対象に、1人

1万円を支給する子どもの成長応援臨時給付金事務も入ってまいります。

大変な事務量、事務作業が続きますけれども、職員の皆さんには、健康には十分ご留意いただきながら、事務推進を図られますようお願い申し上げ、そして農業者に対しましても地方創生臨時交付金を活用いただき、一隅を照らしていただきたいとお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時40分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 渡辺善男君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、1番渡辺善男君の一般質問を行います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きな項目として1項目です。幾つかの小さな項目に分けて質問しますので、前向きで明快な答弁をいただきたいと思います。

大綱1、第3次総合計画、後期基本計画の推進状況と、今後の見通しについて。

平林町政が誕生して、はや1年4か月が経過しました。農林業振興や観光戦略などを通じて、「住んでよし、訪れてよしの町づくり」を主張し、多くの有権者の支持を得て誕生した町政だと認識しています。

一方で、経済界から一転し、政治、行政への転換で戸惑うことも多くあったのではないかと推察もしています。しかし、多くの有権者は、これまで培ってきた経営者としての手腕と人間力を発揮して、町政を将来に向かって安定させてくれると期待して1票を投じたことも事実だと思っています。

二元代表制というルールの下で、町長も議員も直接選挙で選ばれ、町民の負託に応えられなければ次はないという厳しい試練が待っている状況の中で、町政を幾らかでも好転させなければならぬという使命があります。その基本は、町政運営の根幹をなす総合計画を手堅く推進させるために、お互いに立場は違っても現状認識と行動理念を共有することだと考えます。

そこで、総合計画推進の現状と重きを置くプロジェクトの推進状況に対する町長の見解をお伺いします。

まず初めに、後期基本計画の中間年度に当たり、これまでの成果をどう認識し、自己評価しているか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問に企画課からお答えさせていただきます。

平成28年度から10年間を計画期間とした町総合計画は、令和3年度から5年間を計画期間に、後期の基本計画に入り、本年度中間年を迎えております。これまでの間、後期基本計画に位置づける6つの目標を柱に、それぞれの分野で施策を展開しております。

この施策を効果的かつ効率的に推進するに当たっては、これまでのコロナ禍の影響により大きく変容する人々の生活様式、社会情勢を踏まえた事業展開が求められる中で、コロナ禍に対応した国の地方創生臨時交付金などの財源も有効に活用しながら、各分野において基本計画、また、それぞれの実施計画に基づき各施策を着実に推進してまいりました。

また、後期基本計画で位置づけた6つの基本目標、それぞれの施策項目ごとに成果指標が設定されております。毎年、この成果指標に対する施策評価を行い、達成度の進捗管理をするとともに、課題を抽出し、改善の動きにつなげるP D C Aサイクルを機能させ、また、実施計画においても各分野での個別の実施事業について行政評価を行っており、それぞれの事業について効果や実施手法を適宜検証し、進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今渡辺議員からのご質問に対して私のほうからもお答えさせていただきたいと思っております。

基本計画が目指します「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」を実現すべく、皆で力を合わせて推進中であるということはご認識いただいておると思います。

このキャッチコピーもちょっと抽象的な部分もございまして、そのため私が提唱させてい

ただいております「住んでよし、訪れてよしの町づくり」という言葉に置き換えさせていただき、役場内や町民の皆様と共有をさせていただいているところでございます。

目指すところは、今、町に住んでいらっしゃる町民の皆様がこの町に住んでいてよかったと思っていただける環境づくりをすることと考えております。そうやって、町に住んでいてよかったというふうに思っていただくことから、町内からの流出人口を食い止めることにつながっていくのだと考えております。

また、訪れてよしの部分では、多くの方々に町内に来ていただく、そういう場所を提供させていただき、交流人口を増やし、そして交流人口の中からさらに大多喜が好きになっていただいて、移住者が増加につながるという方向に進んでいただければと思っております。要するに、住みやすい町にしながら、いかに人口減少に歯止めをかけ、町の未来を構築していくかということが一番大事だと考えております。

議員のご質問でございますけれども、進捗状況ですが、自己評価という点では少し甘いと言われるかもしれませんけれども、6つの基本目標それぞれには進捗状況に強弱はあると思いますが、おおむね良好な方向に行っているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。答弁の中にもありましたけれども、やはりこの計画、特に長期計画を定めた場合、細かく前期後期に分けて、またその上に細かな施策を実施計画の中に盛り込んでいると。こうなりますと、やはり答弁の中にあったように進捗管理ということが成否の分かれ目、大事になってくるのかなというふうに私は思っております。その辺のところをぜひ認識いただきたいと思います。

質問を変えます。本年度を含め残り3年間、この3年間でさらにどのくらい拍車をかけて、どのように推進していくのか、またその見通しはどうなのかをお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課のほうからお答えさせていただきます。

これまで同様に、まちづくりの指針であります町基本計画を根幹に、個別事業を位置づけた実施計画、また喫緊の課題である人口減少対策を目的としました総合戦略を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、施策の推進に当たりましては、渡辺議員おっしゃられますように、議員の皆様と現状認識と行動理念を共有しながら、後期基本計画に基づき各施策を推進してまいりたいと考

えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは、私のほうから少しお答えさせていただきたいと思っております。

昨年の就任当初、皆様にも提唱させていただきましたとおり、農林業の活性化とか、ロケーションサービスを利用して、町からの情報発信をどんどん進めていくということで町に活性化を引き寄せたいと思っております。現在、横山地先にフラワーパークを建設中でございますが、今後も引き続き、ああいうような形式のものがもし造れればと思っておりますし、また森林環境譲与税等々を使いながら森林の開発もさせていただきたいなと思っております。そして、アーバンスポーツですかマウンテンバイク、それからサイクリロードの整備や台にございます古墳群のブラッシュアップなど、現実にあるようなもの、それからまたさらにその磨きをかけながら、町の魅力につながるものを着実に実行することで「住んでよし、訪れてよしの町づくり」に近づけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 積極的な答弁ありがとうございます。

それでは質問を変えます。今答弁いただきました、やはり10年のうち7年たった、7年たっていいくうちにいろんな面で変化していく。最近でいえば、令和元年に大きな災害がありました。令和2年から令和5年まで、これは新型コロナウイルス感染症という想定もしていかつたことも起きてきております。そういう形で、年を追うごとにいろんな環境が変わつてきているわけなんですが、それにしても現状というものがきちんと把握できていなければ、現状認識ができていなければ、今後の対策もなかなか打ちづらい、的を射ない、そういうことが考えられると思います。

そこで、本町の抱える脅威、持つチャンス、そして抱える弱み、持つ強み、その辺のところをどう捉えているか、執行部がどう捉えているかをお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課からお答えさせていただきます。

第3次総合計画におきましては、大多喜町を取り巻く時代の潮流がもたらす課題、言わば脅威、強みに対しまして、大多喜町の特性、これをチャンス、強みとして活用することで本

町課題を克服すべく基本構想を定めているところです。

まず、本町の抱える脅威、弱みですが、今後のまちづくりを進めていく上で留意すべき本町を取り巻く時代の潮流という観点でお答えさせていただきます。

1点目は少子化と人口減少、2点目は高齢化のさらなる進行、3点目は価値観、社会的ニーズの多様化などが代表的なものとして挙げられます。

これに対しまして本町の持つ特性をチャンス、強みとしまして、本町の今後のまちづくりに生かすべき特性という観点でお答えさせていただきます。1点目は広域交通網の整備による発展が期待される町、2点目は豊かな自然に抱かれた町、3点目は歴史や文化の香り高い町、4点目は町外から人を集める町、5点目は人情味と郷土愛にあふれた町、6点目は安全・安心に子育てができる町が挙げられます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 強み、弱み、そして脅威、チャンスということで、きっちと担当課のほうでそういうふうに現状を把握しているということで安心しました。それを本当に、弱みを一つでもなくして、強みをさらにブラッシュアップ、そして脅威をなくしてチャンスを大きくしていくということが、この計画を進める上で、もう本当の基本的な行動になってくると思いますので、そのまま継続、引き続きよろしくお願ひします。

4点目に移ります。現時点で、町政運営上の重要課題をどこに置いているか、置くのかということで質問します。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、喫緊の重要課題として人口減少が挙げられます。人口減少は、地方財政、地域経済の縮小・低迷を招き、地域社会の様々な基盤の維持が困難となることが想定されております。この要因となる若い世代の流出、出生率の低迷などに対しまして、町基本計画におきましては、結婚、出産、子育て支援、教育、住宅政策などの定住促進、また、雇用の場の創出や観光振興などのにぎわいづくり、さらには高齢化対策、これら3つを未来づくり重点プロジェクトとして基本構想に位置づけ、多岐にわたる分野、施策から人口減少対策に取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 私自身もふだんいろいろ考えていて、どこに原因があるか、原因があ

って結果がある、でもこの結果を招いている原因というのは何かなと思ったときに、一番考えられるのはやっぱり人口減少かなと、担当課長答弁のとおり、私もそのように思っております。自分自身ですけれども、そう思ったときに、この基本構想、10年計画でつくったこの基本構想の中の一つに人口のことが出ております。計画年度は、最終年度に8,500人とするということだと、たしかそういうふうに思っております。

実は、今日はちょっと休みなもので、6月1日現在の人口はちょっと確認できていないんですが、本年5月1日現在の人口が、調べたところ8,311人ということでした。1年前は、それよりさらに159人かな、多いということで、1年間に、5月対比でやった場合159人減っているということでしたけれども、でも、考えてみたら、2年半後の目標は8,500、今現在が8,311ということであれば、確かに減ってきて、まだまだこれから減るだろうという人口推計が出ておりますけれども、まだまだ、もしかしたらじやなくて、今もそこに何とかみんなで押し上げて、8,500人に近づけるように、計画目標のところまで近づけようという、そういう考え方で臨めば何とかなる数字じゃないかな、近づける数字じゃないかなというふうに私は思っておりますけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 渡辺議員からの今ご質問でございますけれども、8,500というのが2025年の目標値だったと思います。2023年が既に八千百何人ということで、大変厳しい状況ではあると思います。

ただ、減少面だけ見ていますとそうかもしれません、我々が今目指している方向性を、少し時間はかかるかもしれませんけれども、きっちりとやりこなしていくということが基本的な、たしか2050年には8,000人をキープしようというのが最終目的だと思いますので、その最終目的の8,000人、2050年、それに目がけて最終的なターゲットを持っていくというふうに思っております。

まず、見てみると、流出人口がどんどん、要するに止められないというのが一番の原因だと思います。先ほどの質問の中にも脅威がどこであるかというご質問があったと思いますが、私にとって考えますと、脅威は基本的には、この町に住んでいる人間が、この町に住むということに対する誇りを失ったときだろうというふうに思っています。ですから、我々は一生懸命施策を考えながら、中長期的もしくはもっとも長期間的な観点から、みんなが最終的にここに残れるような方向性をしっかりと持っていく。こういうことでなければ目先の話だけをしていても、全く本末転倒するであろうというふうに思っております。

ですから、2050年の8,000人を目指にしまして、まず町民がしっかりと誇りを持って、この町に住んでいていいんだぞと、うちの町に来てごらんよと、うちの町はこんなに歴史もあるし、こんなに文化財もあるんだと、ぜひ来てくださいと言えるような形にしていきたいと思っております。

特に、大多喜町のいいところは、やはり車での交通アクセスのよさ、これはほかにはなかなか類を見ないのではないかなというふうに思っております。そういうところをさらにこれから磨き上げながら、やっぱり交流人口を増やしていきながら、まず町民、若い世代を含めた町民が、大多喜町に住むということに誇りを持てるようなまちづくりをしていくことが、最終目的2050年8,000人に向けての一番の近道であろうというふうに考えております。

そういうことで、ぜひ渡辺議員にもお力添えをいただきながら、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 力強い答弁ありがとうございます。

私も今は人口の話をしました。ただ、そこを読んでいきますと、次に出てくるのが土地利用構想と、6つの土地利用計画構想があって、このように大多喜町をやっていくんだということが書いてあります。1つずつ照らし合わせていきますと、先ほど町長に答弁いただいたように、強弱はありますけれども、何となくそういう形に全体的な大きな流れで、その方向へ向いてきている地域もあるな、みんなそういった種まきができているなというふうに見ております。だから、その辺のところも併せて考えていくことによって、どんどんベクトルがいい方向へ向かっていくんじゃないかなというふうに考えております。

各分野でいろいろな計画があります。重点プロジェクトもあります。その重点プロジェクトを変える考え、また置き換える考えはあるかをちょっと伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 企画課のほうからまずお答えさせていただければと思います。

後期基本計画で位置づけるところの重点プロジェクトとしましては、先ほど申し上げました定住促進、にぎわいづくり、高齢化対策の3つの重点プロジェクトを、さらに基本計画においては各分野における重点施策を掲げております。この重点プロジェクトの達成に向けては、分野横断的に様々な施策の上に成り立つものであるため、この達成に向けた各施策につきましては、適宜実施計画や総合戦略などに位置づけながら対応してまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 何度も大変申し訳ございませんけれども、私からも少し答弁させていただければと思っております。

少しくどくなるかもしれません、私も町長就任以来、重点に取り組んでいきたい施策として、新たな動き出しがもう既に見えているものがあろうかと思っております。

令和4年度から取り組んでいる農業活性化プロジェクトにおきましては、耕作放棄地を利用した景観作物による観光客の誘致ですとか、また獣害に強い特産物を開発するようなこと、そして、そういうものを6次化を推進することで、産地育成事業に進めていきたいというふうに、今進んでおりますし、現に今進んでおる次第でございます。

また、町の魅力を発信するロケーションサービスや、それから町のPR動画コンテスト、こういったものも若い世代への情報発信と、交流人口の増加を目的として総合戦略に位置づけたアーバンスポーツ整備や、それからまた今後千葉県から移譲されてきます大多喜城、これの活用、そしてまたその周辺、県民の森の指定管理をもう一度大多喜のほうで取り直す等々によりまして、歴史的事実ですとか、何度も言いますが、台の古墳群を使ったまちおこしなど、また本町の強みをプロジェクトに実効性を持たせながらしっかりと進めていきたいというふうに考えております。基本的な方向性を変えるということは考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 度々町長ありがとうございます。

実は、私も一般質問、今日は30分時間をいただきましてやらせていただいております。一般質問を終わりますと、先輩方から、あれは質問じゃない、あれは要望だ、あれはこうと、いろいろご指導いただきます。これいただくんです、本当に。ご指導いただきますと反省しまして、自分なりに、また省をもって、一般質問とはということで、今日の質問はどうだったのかな、果たしてこの大事な時間を使って質問したことが幾らかでも町のためになつてゐるのかなと自問自答しているわけなんです。

コストだけのことをいえば、これも調べていただきました。実際傍聴者の分は含めませんけれども、今日これだけの皆さん、これをきれいに計算してコストを出していきますと、大体1時間で13万だそうです。ということは、私今日30分使いましたので、6万5,000円が

一般財源から消えているわけなんですね。それを思いますと、自分のしている質問が本当にこの町のためになっているのかと自問自答を繰り返して、今日も恐らくこの後反省会があると思いますけれども、そこでまた反省をしていくわけなんです。

そういうことで、本当に一般質問の在り方、これは今日は本当に何か、ほかの議員さんも、これまでいろいろないっぱいいいことを言って、勉強になったんですけども、ちょっと町長の答弁が少なかったような、急に午後になってから降って湧いたように町長の答弁が多くなって、私の言いたいことを先取られているのかなと思っているんですけども、本当にそういった意味で貴重な時間を使っての二元代表制、町長も皆から選ばれた、私たち議員も皆から選ばれた、初めてここで議論できる、公開の場での広場だと思うんですね。ここでやっぱり、どうしても大多喜の町は分業というか、ガードが堅くてなかなか町長のところまで質問がたどり着きません。手前でみんな答えてしまいますので、その辺のところを、担当課長の答弁も必要なときは確かにありますけれども、できるだけ町長が答弁に立つことを私はお勧めします。そのほうが何となく、今日も私も傍聴者が多いので結構張り切っているんですけども、皆さんも聞いていて、やっぱり議員と町長とのキャッチボール、やり取りというのがいいんじゃないかなと思うんじゃないかなと思っております。

もう一つ、町長は今回4回、私の質問に対して担当課長の後に答弁をしていただきました。私が感じていることは、とにかく前町長からの政策、この計画にしてもそうです。町政を引き継いでなっているわけで、それを踏襲しながら、少しずつ変えながらということで自分を入れ込んで進めていただいているということで、非常に安心しております。

もう一つ言えることは、先ほどみたいな形で、町長が町民に対してとにかく力強くメッセージを発信してもらうことがいいんじゃないかなと私は思っております。事あるごと、チャンスがあるたびに町長が、俺はこうやるんだ、俺はこういう考えを持っているんだということを力強く発信してもらうことがいいのではないかなというふうに私は考えております。

そんなことで、少し笑いを取ってしまいましたけれども、私は一般質問というものについての考え方を結構ふだんから考えておりまして、今後もできるか分かりませんけれども、一つでも町のために何かいいヒントになればなということで、またこれからも少しずつ自分の意見を言い続けて、提言・提案をしていきたいなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

◇ 吉野僖一君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、6番吉野僖一君の一般質問を行います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 6番、吉野僖一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

初日、今回は2回、2日間に分けて一般質問をします。本日は少子高齢化に伴う空き家対策についてお伺いします。

今回の質問については、令和4年度～令和6年度の大多喜町第3次総合計画、「ひとまちみどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」、後期基本計画の第2次実施計画にのつていなかつたので、今後の郷土のまちづくりのために質問いたします。よろしくお願いします。

少子高齢化に伴う、町の空き家対策についてお伺いします。

先ほども人口数を言いましたけれども、ちょっと私は4月1日現在の町の人口が8,284人、男性が4,071人、女性が4,213人、世帯数が3,767世帯、前年より8戸減っているということで、今後の少子化に伴う空き家が大分増えたということで一般質問します。

初めに、現在の町内の空き家の件数はどのくらいですかお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 吉野議員のご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

令和4年度に、各地区の集落支援員が行いました空き家調査からでございますが、令和4年度12月時点で316件でございます。地区別の内訳でございますが、老川地区が33件、西畠地区は73件、総元地区が60件、大多喜地区が113件、上湯地区が37件でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今答弁がありましたけれども、本当に空き家が増えちゃって、うちの周りもすごく、今やることないのでぐるぐる散歩というか、ぐるっと、ふだん回っていないところを回ってみると、ここにはうちがあったんだよな、やっぱりいなくなっちゃった、そういう空き家がすごく増えちゃって、だから、中野地区だけじゃなくて、町全体でもこれだけの数があるということは、やはり問題があるんですよね。少子高齢化ということで、地元

に残りたいんだけれども、人のうちがないから出ていっちまうというか、そういう感じで空き家が増えちゃっている状態だと思うんですよね。

そして、今答弁がありました、316件ということで、実際の空き家バンクに登録している件数というのは何件でしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 空き家バンクの登録件数ということでございますけれども、平成22年からスタートしました空き家バンクの登録制度でございますが、平成22年度から令和4年度末時点の累計につきましては117件でございます。現在の登録件数につきましては22件でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

そして、町のホームページがすごく分かりやすくて、ほかの市町村からも、大多喜町のホームページは見やすくて、すごく理にかなっているというか、誰が見てもすぐ見られるんですけども、実際、これでバンクに登録して、契約実績というか、それをもう一遍お伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 空き家バンクの成約件数ということでお答えさせていただきます。

今までの成約件数ということでございますので、平成22年度から令和4年度末時点の累計は95件でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

そして、町民目線でぐるぐる回って、あちこち見て、気にして見ているんですけども、非常に危ない状態の建物もあるんですよね。そこは危ないから住んでいないと思うんですけども、そういうところはどのくらいの件数は今把握していますか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 危険な空き家ということで、環境水道課のほうからお答えさせていただきます。

現在、今吉野議員さんがおっしゃいました危険な空き家ということで環境水道課のほうで取り扱っている案件につきましては、町内に4件ございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） これは普通の住宅ですか、それとも、普通の工場とかそういう廃屋があるんですけれども、そういうところも入っての件数ですか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） こちらで把握しているのは、一般の専用住宅と言われるもののが3件、あとその他の建物ということで1件ということになっております。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。それで、本当に危ない、見るからに危ないというのはあるんですけども、そういうのは個人情報とかいろいろあるので普通の人はなかなか調べられないんですけども、そういう物件に対して強制的に壊すような指導とかそういうことはできるんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） それでは、これは危険な空き家に対する対応ということでよろしいでしょうか。

対応ということなんですけれども、まず危険空き家につきましては、町民などから通報をいただきまして、そこが倒壊等で他人の財産へ危害を加える建物であると想定された場合、所有者を特定しまして、空き家の状況写真や文書の送付、または直接所有者にお会いしまして、適正に管理を行っていただくよう助言、指導を行っております。

しかし、危険空き家につきましては、相続の手続、解体費用の負担、あとは仏壇や家財道具の移動など、いろいろな問題が積み重なっているケースが多いのが現実となっております。このため、所有者が特定できましても交渉の場にもならない状況が多くて、長期化しているのが現状です。そういうところにつきましても引き続き粘り強く交渉を続け、1件でも多く解消できるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。やはりこれは全国的な問題で、団地なんかも空き室になったところを、公営住宅なんかの場合は、やたらに片づけられないということで、

昨日もテレビでやっていましたけれども、20年ぐらいそのままで管理しなくちゃいけないような、今、法律的に強制的にはなかなかできないような、その見直しを今国・県も地方も何か考えているということで、非常にこれから増えると思うので、今後の課題だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5番の大多喜町の空き家・空き地バンクに登録した物件に対してどのような補助金制度があるかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 空き家・空き地バンクに登録した物件に対する補助金制度でございますけれども、大多喜町の空き家利用促進奨励金と大多喜町の家財道具等撤去費補助金がございます。

制度の内容についてご説明させていただきます。

初めに、大多喜町の空き家利用促進奨励金につきましては、空き家・空き地バンク制度への登録の促進と登録物件の充実を図ることにより、定住促進及び空き家の有効活用と地域経済の活性化に資することを目的に、工事金額が100万以上の空き家改修に要した交付対象金額の3分の1以内の額で、上限が100万円を奨励金として交付するものでございます。

次に、大多喜町の家財道具等撤去費補助金でございますが、この補助金につきましては空き家の有効活用を図ることを目的に、空き家の家財道具等の撤去費の一部を補助し、補助対象経費の2分の1、上限20万円の補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） なかなか町はすごく献身的に勉強して、今課長が述べられました。実際、この予算はどのくらい、ちょっと私も勉強不足で申し訳ないんですけども、年間の予算で何かこの間ヒアリングでは、もう使い果たしちゃったということなんですかとも、基本的には、今年度予算は幾ら取ったんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 令和5年度の大多喜町の空き家利用奨励金の予算額につきましては200万円でございます。

それと、大多喜町の家財道具等撤去費補助金につきましては100万円の予算を措置させていただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

続きまして、この家財道具とか、今年度はもういっぱい使っちゃったというふうな話をちょっと聞いたんですけども、その後はどうなんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 家財道具については、まだ予算のほうはございます。補正のほうを、一応6日の日ですか、要求させていただくのは……、申し訳ございません、こちらにつきましては2件の予算措置をさせていただいたんですけども、今日現時点で2件分の申請のほうがされる見込みとなっております。ですので、200万という当初の予算要求でございましたが、今後の補正等でさらに補正のほうを要求させていただいて、定住化対策の促進に努めていければと考えております。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今年度はもう使い切っちゃったみたいなんですが、その都度また町の予算で対応するという、ヒアリングのときには話は伺いました。

続きまして、このほかにも、町のホームページを見ますと、詳しく町のホームページに出ているんですよね。ただ、これを皆さんなかなか知らないので、一般質問を今しているんですが、この補助金のほかに、住宅リフォーム奨励金、これは建設課が担当と、あと合併処理浄化槽設置助成、これは環境水道課が担当ということであるんですが、この補助金についてお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいま、ほかの補助金ということで、リフォーム補助金というお話が出ましたので、建設課のほうで所管しております補助制度について説明させていただきます。

建設課のほうの所管している補助金でございますが、住宅リフォーム奨励金と住宅取得奨励金がございます。制度の内容についてご説明いたします。

初めに、住宅リフォーム奨励金でございますが、こちらは町民の住環境の向上を図り、定住の促進に資するとともに、町内産業の活性化及び雇用の促進を図るため、町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、工事金額が20万円以上の工事を対象として交付するものでございます。奨励金の金額は、リフォーム工事に要した工事金額の10分の1に相当する額

で、20万円を限度としております。

なお、奨励金は工事の着工前に申請書の提出が必要でございます。

次に、住宅取得奨励金でございますが、本町への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、居住用床面積が50平方メートル以上の新築住宅を町内に取得した方を対象として奨励金を交付しております。奨励金の金額は30万円ですが、交付対象者が全ての加算要件を満たす場合は100万円となります。

なお、この奨励金は対象新築住宅を取得した日から1年以内に申請書の提出が必要でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 合併浄化槽。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） それでは、環境水道課のほうからは合併処理浄化槽設置助成につきましてご説明をさせていただきます。

町では、合併処理浄化槽の設置を促進するため、町民の皆さんのが単独浄化槽、またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事を行う場合に、その費用の一部を補助しております。補助対象者は、町内に居住しましたは居住しようとする者で、単独処理浄化槽を撤去またはくみ取り便槽を廃止し、家庭用小型合併処理浄化槽の設置を行うものとなっております。

補助対象区域につきましては、一応町内全域としていますが、養老川、荒木根ダム貯水池及び平沢ダム貯水池に生活排水が流入する地域につきましては、高度処理型合併処理浄化槽を設置する場合に限って補助の対象としております。

続きまして、補助対象経費及び補助金の額ですが、浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費や単独処理浄化槽を撤去、またはくみ取り便槽を廃止するために必要な撤去費及び配管費が対象となっております。

最後に、補助金の額ですが、5人槽、6人及び7人槽、8人から10人槽までの3つの区分で限度額を定めております。

参考に、町内での設置が一番多い5人槽の単独浄化槽からの転換の補助金につきましては、これは、5人槽が75万2,000円、5人槽でくみ取り式からの転換につきましては72万2,000円となっております。

なお、浄化槽の人槽は住んでいる人で決まるのではなく、建物の延べ床面積または使用用途によって決まってまいります。一般家庭の場合は、延べ床面積130平方メートル以下の場

合は5人槽、130平方メートルを超える場合は7人槽、二世帯住宅の場合は10人槽が一応目安となっております。しかし、浄化槽設置の許認可につきましては、建築確認が必要な地域においては建築確認を申請する場所、建築確認が要らない地域においては夷隅地域振興事務所となるので、そちらへ人槽のほうの確認をしていただくよう対象者には周知をしております。

以上となります。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。これは2つとも事前に申請を出さないと、できてからじやいけない、工事に入る前に、大工さんとか積算とかが、事前に申請をして補助金をもらうということですね、確認です。工事を始める前に事前申請が必要なのか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） リフォーム工事でございますけれども、事前の申請が必要でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。それで、今の件で、なかなか町内でも各地区、道路の本当に狭いところがあって、そういうあれもしたいんだけれどもなかなかできないという場所が結構あるんですよね。道が狭くて、くみ取りのバキュームカーが入れないようなところがいっぱいあるんですけども、その辺は各地区で、なかなか個人ではできないので町のほうも間に入って、できれば救急車両とかそういうもろもろのあれが入れるような、ちょっと今……

○議長（渡邊泰宣君） 吉野僖一君、ちょっと……

○6番（吉野僖一君） 関連があるので今質問しています。

○議長（渡邊泰宣君） ちょっと通告を外れているような感じがあります。

○6番（吉野僖一君） はい。そういう施設を造っても、くみ取りの車が入れないとかそういう問題もあって、若い人がだんだんいなくなっちゃうというのが現況だと思うので、今後ともいろいろ検討していただきまして、私の一般質問、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は、14時10分から会議を再開します。

(午後 1時54分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◇ 根 本 年 生 君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

今日最後の質問ということでかなり緊張しています。今まで、多くの議員の方が町の活性化のために、いろいろな角度から、本当に熱い思いを持って質問に立たれ、執行部の方々も本当に一生懸命答弁されていることに感謝申し上げるところでございます。ありがとうございます。私も負けずにやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

私は今回、町の活性化を図るためにには様々な方策があると思います。様々なことを一生懸命やっていらっしゃっていることを本当に認識しています。私は、特に最近感じていることについてちょっと質問させていただきたいと思います。

やはり大多喜町にとって少子化、人口減少、大きな問題です。しかし、これは全国的にそのような状態で、なかなか大多喜町だけ人口減少に歯止めをかけるとか、若者の定住化に歯止めをかけるとか、なかなか右から左にはいかないんじやなかろうかと。本当に一生懸命やってくださっていることには感謝しています。本当に一生懸命やってるので、政策は政策としてやっていただきたいんですけども、ひとつちょっと角度を変えさせていただきまして、町の活性化を図るために何をしたらいいかということで、私が最近考えて、いろんな講習会にも行かせてもらっているところなんですが、高齢者の方々が大多喜町にはたくさんいらっしゃいます。たくさんの高齢者の方々が元気で、本当に一生懸命地域のために活動していらっしゃいます。その高齢者の方々が1年でも2年でも3年でも4年でも5年でも10年も健康で長生きしてもらうようなそういう方策を、今もやっていらっしゃるんですけども、もう少し強力に推し進めていただけたらなという思いで質問させていただきます。

それには何が必要かということを、ちょっと的を絞ってお話しできればと思います。

まず、大多喜町で平成16年に、寝たきり老人0（ゼロ）ということをキャッチフレーズに、

健康づくりふるさと構想を立ち上げました。これは国の特定保健施設という、何か事業に基づいてやったものだと思っています。それで、最近では、平成31年におおたき健康まちづくりプラン、あるいは大多喜町シニアサポートブックというような冊子を公表して、高齢者の方々がその方らしく、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、多くのボランティアの方々が頑張っています。その件で伺いたいと思います。

まず初めに、高齢者の方々が生き生きと健康で暮らしていくために、現在行っている大多喜町の施策、また施策を行うに当たりボランティア団体様の果たす役割について、どのように認識しているか。また、ボランティア団体と社会福祉協議会の連携についてはどのようになっているのかということをお伺いしたい。

それで、まず初めに、現在大多喜町の高齢者の数がどのくらいか、分かる範囲で結構ですのでちょっと教えていただけると助かります。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、高齢者的人口ということですので、税務住民課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今年の4月末現在ということで数字のほうを述べさせていただきます。65歳以上の高齢者ということで、全体で3,617人、男女別ですけれども、男が1,658人、女が1,959人というふうになっております。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 65歳以上の関係はどのようになっていますか、分かりますか。

（「今まで」の声あり）

○5番（根本年生君） それ以上の75歳とか、80歳とかの人数は。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 今のは65歳以上全体の数字になっていますので、じゃ、5歳刻みとか、何かそういう形でということでしょうか。

（「お願いします」の声あり）

○税務住民課長（西川栄一君） ちょっと、私のほうで持っている数字は5歳刻みの数字ということで述べさせてもらってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○税務住民課長（西川栄一君） 65歳から69歳なんですかども、これが737人、65歳から69歳が737人ですね。男女別が、男が382人、女が355人。5歳刻みでずっと話しされて……

(「もし分かれば、70歳以上とかということで、もしその数字が分かる
んであれば」の声あり)

○税務住民課長（西川栄一君） 70歳以上……

○議長（渡邊泰宣君） 間はいいんだね。

(「間はいい、70歳以上ということで。分からなければ5歳刻みでいい
ですよ」の声あり)

○税務住民課長（西川栄一君） 70歳以上とか80歳以上とかそういうことですか。

(「じゃ、結構ですよ、5歳刻みでいいです」の声あり)

○税務住民課長（西川栄一君） じゃ、70歳から74歳、914人ですね。男女別ですけれども、
男が462人、女が452人。75歳から79歳、662人。男が348人、女が314人。80から84歳、493人。
男が213人、女が280人。85から89歳、410人。男が135人、女が275人。90歳から94歳、270人。
男が98人、女が172人。95から99歳、117人。男が19人、女が98人。100歳以上は14人。男1
人、女13人でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。

そうですね、今ざっと計算したところ、80歳以上が1,300人、概算ですけれども1,300人、
80歳以上の方が大多喜町にいます。私はいろんなところに歩いたりしてみると、皆さん本当に元気で、1,300人というと6人に1人ぐらいがもう80歳以上なんですね、大多喜町。でも、
本当に皆さん元気なんです。先ほど言いました、少子化といつても、子供を増やしたり、若者定住化、やっぱり右から左には行かないと思っています。やっぱり自らの改革をしても駄目ですので、町長、さっき言いましたように、やっぱり先を見据えていろんな政策を打っていくということは大変必要なことだと思っています。

しかし同時に、高齢者の方を1年でも2年でも3年でも4年でも、元気で健康で暮らしていくことをやっていくことによって、町の活性化も図れるんではなかろうかと思っています。やはり地域が元気でないと、そこに住んでみようとか、どうこうということは思わないと思うんですね。やっぱり地域で高齢者の方が元気で暮らしているのは、そこに住んでみようかな、行ってみようかなということを思うんじゃなかろうかと思って言っています。

じゃ、次に、高齢者が生き生きと健康で暮らすための施策など、どのようなものがあるでしょうか。

また、先ほど言いました、寝たきり老人0（ゼロ）とか健康づくりふるさと構想、おおた

き健康まちづくりプラン、大多喜町シニアサポートブック、このような内容について簡単に触れていただけると助かります。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、健康福祉課からお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、少子高齢化が進んでいる大多喜町、特に高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域においていつまでも自立した自分らしい生活が送れるよう、健康寿命を延ばすためには、住民の主体的な健康づくりへの取組や健康増進に向けた啓発や仲間づくりの促進、健康づくり活動の場の提供を推進していくことが求められます。

さらに、健康診査やがん検診の受診率向上を図るとともに、その結果に基づいた保健事業等を展開する必要があると考えます。特にその中でも、主体的な健康づくりへの取組や、介護予防を含め健康づくり活動の場を提供することに関しては、行政だけでは到底賄い切れるものではなく、それら目的を達成するためには、各種ボランティアの方々の協力が必要不可欠な状況と認識しています。

次に、社会福祉協議会とボランティア団体との連携についてお答えさせていただきますけれども、本町では、社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、各地域に設置された地域ぐるみ福祉協議会や民生委員・児童委員、また各ボランティア団体等が地域において多様な福祉活動を展開しています。それらの活動を展開する団体には、活動時の保険加入や会計処理に係る書類作成の事務的支援など、積極的に関わりを持つなど連携を図っているところでございます。

いずれにしましても、誰もが住み慣れた地域において健康で充実した生活が送れるようにするには、行政とボランティアの協働による健康まちづくりの推進が必要でございます。

次に、健康づくりふるさと構想とはどういったものかというご質問ですけれども、こちらは平成15年12月にスタートした県と民間事業者で健康づくりコンソーシアム、事業共同体を構成し、県民と健康づくりに取り組んだものであり、大多喜町ではそれに関連したモデル事業、健康生活コーディネート事業に手を挙げ、平成16年から中高年を対象とした地域住民の健康づくりと寝たきり老人を増やさないことを目的とした健康づくり教室を行ったものであります。

次に、健康まちづくりプラン、こちらは平成31年、2019年に健康増進法に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法に基づく市町村食育推進計画、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画として位置づけ、これら3つを一体的に策定した計画で、これらはライフスタイル

ルの多様化をはじめ、少子高齢化、核家族化など社会が大きく変化する中、町民誰もが健康で幸せな生活を送れるようにすることを目的とした計画で、計画期間は2019年から2028年の10か年としたものでございます。

あと、シニアサポートブックですけれども、こちらは、町の高齢者向けの各種サービスなど地域資源の資料を取りまとめたものとなっているもので、各サービス、高齢者等が使えるサービス等をまとめてあるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。様々な施策を行っていただいていることに感謝申し上げます。

それで、先ほどの寝たきり老人0（ゼロ）を目指して健康づくりふるさと構想というのは平成16年からやっていると、医療制度改革の一番の大きな柱だったのが、平成20年から国が特定健診・特定保健指導を始めたんですね。これから急に、高齢者の方々をもっと大事にしよう、健康で生き生き過ごさせようということを国も本腰を入れてやり始めた。その前から大多喜町は、必要だということで行政を挙げて、町民を挙げてやっているんです。私も周辺市町村とか、全国各地のところも調べさせていただきましたけれども、大多喜町ほど地域ボランティアの方が一生懸命やって、行政と共に高齢者を支えているというところは、申し訳ないけれども、大多喜町ほど一生懸命やっているところはありません。特に地域ボランティアの方々は、私も最近健康づくり、自分の体もちょっと不安だなと思って、ちょくちょく通い始めているんですけども、本当に皆さん一生懸命で、特にそこに行って感じるのは、いろんな方とお話ししながら体操ができるというのは、健康的、精神面的にも非常にいいものだなというのを実感しております。

それで次に、高齢者の方々を支えるため大多喜町各地で健康教室が開かれています。その活動内容、それと併せてボランティアさんに対するその役目というものを、役割といふですか、そういったことを改めてどのように認識しているかを述べていただければ助かります。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、まず、町主催の健康教室についてご説明をさせていただきます。

初めに、からだいきいき塾でございます。こちらは介護予防を目的とした運動教室で、ストレッチや下肢、体幹ですね、体の中心部の筋力トレーニングを椅子に座った体勢で行って

います。5月から10月までの半年間、毎週水曜日に役場保健センターで実施をしています。

次に、介護予防教室ですけれども、こちらは認知症の予防だけでなく、発症を遅らせたり、進行を遅らせる目的の教室で、専用教材を用いて読み書き計算や様々なレクリエーションを行っています。こちらも5月から10月までの半年間、役場保健センターで実施をしているところでございます。

いずれの教室もボランティアの方々の協力の下、実施ができている状況でございます。

次に、ボランティアの方々による健康教室についてご説明させていただきます。

まず、出前介護予防教室、こちらは、町のはつらつ支援ボランティアの方々が地域で介護予防普及啓発活動をするもので、集会所など身近な場所で高齢者に広く介護予防体操等が普及することを目的として開催しています。

次に、おおたき元気いきいき体操です。こちらは、歩いて通える集会所などにおいて、地域住民の自主活動として、筋力づくり運動を中心とした体操を毎週1回実施しています。日常生活動作の向上だけでなく、地域のつながりを強化し、地域全体の健康寿命の延伸につながることを目的としています。

いずれの教室も、この3年間はコロナ感染症の影響により活動を休止あるいは縮小していましたが、現在徐々に活動を再開しているところでございます。

どのように認識しているかということでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、町のボランティアというか、健康づくりの教室等については、ボランティアの方の協力なしでは到底成り立っていないものと考えております。非常に大きな役割を果たしていただいていると認識しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。本当に地域の方々は一生懸命頑張っているということを強く認識しています。

それで次に、一生懸命本当に皆さんやっている健康教室だけではありません。いろいろなボランティア活動を行って、高齢者の方々を元気にしようということで一生懸命行っているところです。でも、その健康教室の内容とか、いつ、どこで、何を、どういった形でやっているのか、健康教室が本当に高齢者のためになるんだよということが、アピールはしていただいていると思います、十分、ホームページとかいろんな冊子とか。ただ、まだまだ知らない方もいるんではなかろうかと。やはりせっかく一生懸命働いているところで、一人でも

多くの方にこういった健康教室に参加していただいて、体操しながら皆さんと触れ合っていただくことが非常に大切ではないかと思っています。

そこで、この高齢者の方々に健康教室、そのほかの活動もあります。それを知ってもらうためには、本当に一生懸命やっていただいているのは分かるんですけども、さらに知っていただくためにはどういったことを考えているのか。それで、いかに一人でも多くの方にそういういった健康教室に参加してもらうためにはこうしたほうがいいよと、今後こういったことを考えているよということでも結構ですので、教えていただければ助かります。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康維持や介護予防のためには、健康教室等に一度きり参加すれば目的が達成されるわけではなく、教室修了後も継続した努力が必要と考えます。また、高齢者がその方らしく健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指すためには、議員の言わるよう、多くの方が健康教室等にできるだけ参加していただきたいところでございます。そのためには、各教室の周知方法として防災行政無線、広報おおたき、ホームページ、フェイスブック、あと本年度運用開始となりました情報配信アプリおおたき通信による配信のほか、職員やボランティアの方々からの口コミでも募集を行っております。

各教室とも、会場規模やマンパワーにより参加人数等に制限がございます。町主催の脳トレ教室やいきいき塾はお一人につき一度のみ参加が可能となっており、教室修了後は、教室で実施した内容を振り返り、各自家庭でトレーニングを継続していただくこととなります。

毎年度継続参加が可能な教室等については、健康維持と介護予防のため可能な限り継続した参加が望まれるところでございます。

先ほどご質問の中にもありましたように、一般的な周知方法を、私はお答えしたんすけれども、やはり広報や防災無線で幾ら流しても、腰が重いというんですか、なかなか参加できない方もいらっしゃるのは事実です。ですので、身近な方、参加される方、ボランティアをはじめ、例えば職員とか身近な方が、参加してみないとお誘いしてくれるのが非常に参加しやすい、ちょっと知っている方がいていただけだと非常に参加しやすいというふうに伺っておりますので、そういう方には口コミでの募集を、今後もより広げていければなと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の答弁でも再三出てきました、高齢者を元氣にするためにはやはり

うちにいるだけではなくて、外に出て、そこで体操して、それで皆さんと触れ合っていろいろな会話をするということが非常に大事だよということは強く認識しています。それで、次に予定があると、じゃ、来週もまた健康教室があるんだ、そこにぜひ行って皆さんと話をしてもみたいなと思うと、やはり1週間が本当に充実してというか、次も行かなくちゃいけないという思いで一生懸命になられるんじゃないかなという思いでいます。

先ほど、一人でも多くの方に参加してもらいたいということは本当に常々私も感じております。以前は、コロナの前は、各地区の集会所で行われていたことも多いみたいです。ただ、コロナの影響で各地区の集会所では行うことがなかなか難しくなってきて、今、各地区1か所とか、なかなか遠くの、各地区の集会所であれば皆さん徒歩で行くことも可能ではないかと思いますけれども、やっぱり各地区1か所になるととても徒歩では行けません。そうなると、送迎の問題とか出でてきます。あと各地区の集会所については、何せバリアフリーが不十分なところもありますので、なかなか各集会所ではできないこともあります。

やはり今後は、本当に皆さんのが歩いていける場所で、何とか1か所でも2か所でも3か所でもやれるようにならないのか。もし、歩いていけるようなところが難しいようでしたら、送迎も何かの形で考えてもらえると、多くの人たちが参加できるんではないかと思いますけれども、恐らくその辺も考えていると思いますけれども、その辺の見解についてお聞かせください。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かに、どなたも近所、歩いてご自身で行けるところで、これらの活動が行われているというのが理想かと思います。ただし、やはりなかなかそういう環境にない方も多いいらっしゃると思いますので、そういう方には、活動されているボランティアグループによっては、そのボランティアさんたちの責任においてになってしまっているんだと思うんですけれども、送迎をやっていただいているグループさんもあります。

また、バリアフリーでないような集会所もあるということでしたけれども、バリアフリーでなくても、そこにはバリアフリーをフォローするというか、人がいらっしゃいます。ボランティアの方も含めて参加者の方もいらっしゃいますので、そういう方のお力をいただい、それでバリアフリーじゃなくてもそこに参加していただく環境というのが取れると思いますので、そういう身近な集会所でも十分やっていけるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ゼひとも、一人でも多くの方が健康教室に参加できるような方策を考えていただければうれしいと思います。

それで、やはりこの健康教室、1回きりで終わったら何もなりません。やっぱり継続性が非常に大事です。継続性を図るには何が必要かといって、今ボランティアの皆さんに頼っているところが非常に大きいんです。ボランティアの方々のやる気というんですか、そういういつたものを、ゼひともどんどん高めていかないと、なかなか継続性は難しいと思います。

それで、国のはうでも、知ろう！応援しよう！元気印のボランティア活動ということで、みんなで活動を応援しましょうよ、行政、町民挙げて応援しましょうよということが、国を挙げて冊子を作っています。この中に、ボランティア活動をやっている方々のやる気を起こさせるためには何が必要かということが書かれていますので、やはり、皆さんで、行政、町民全て、あらゆる団体も挙げて、ボランティアの活動を活性化することによって、高齢者の健康が保たれるんではなかろうかということを強く最近認識しています。

最後になります。町長、今の答弁のやり取りを聞いて、思いを一言述べていただけると助かります。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） まさかこちらに来られるとは思っていませんでしたけれども、去年だったでしょうか、青森から五戸町だったですか、議員さんの方がこちらにお見えになりました。たまたま私の学生時代の部活の後輩が議員をやっていました、たまたまそのときに、ここで高齢者の方たちが一生懸命運動していたんですね。その議員さんたちが、俺たちが来るからやっているのと、まさに先ほど根本議員がおっしゃったように、大多喜というのは本当にそういった意味ではかなり進んでいるんだなと。その議員さんたちも、帰ったら、俺これを町に言うよと、大多喜町ってこんなことをやっていたよということを、長野課長も今答弁をいろいろとされていらっしゃいましたけれども、本当に彼が一生懸命、自分たちもかなり積極的な方向で頑張ってくれておりますし、確かにだんだんボランティアの方もご高齢になってきていますので、大変なことだと思いますけれども、やっぱりそういう形が若い世代にも移りながら、みんなで一緒になって、高齢者の方たちが長く、丈夫で頑張れるような町にしていけたらというふうに思っておりますので、これからも、我々もできる限りいろんなことを発案しながら頑張っていければと思っております。共に手を携えてよろしくお願ひいたします。すみません。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 最後に、高齢者の方々が本当に長く健康で暮らしていけるように、大多喜町に、先ほど、住んでよかったですと思えるんじやなくて、最後の、実は申し訳ないですね、やっぱり高齢になってからいかに充実した人生を送れるかというのは非常に大切だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明を申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります田中弘美氏から提出されたものであります、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります長島氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。将来を担う子どもたちが、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとの請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては、平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、政府及び関係行政官庁に意見書を提出いたしております。

どうかよろしくご審議をいただきまして、採択いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） それでは、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明を申し上げます。

本請願につきましては、令和6年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するため、令和6年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります田中弘美氏から提出されたものであります、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります長島氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもございません。

本請願につきましても、よろしくご審議をいただき、採択していただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

ただいま野村賢一君外5名から義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（渡邊泰宣君） 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第4号及び追加日程第2、発議第5号を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

◎発議第4号及び発議第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 追加日程第1、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第5号 国における令和6年度義務教育予算

拡充に関する意見書の提出についてを一括議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（宮原幸男君） それでは、発議案を朗読させていただきます。

発議第4号。

令和5年6月4日。

大多喜町議会議長、渡辺泰宣様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一。賛成者、同、根本年生、賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、山田久子、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、森久。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合や国の負担割合が下げられた場合、義務教育の水準に更に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続きまして、発議第5号を朗読いたします。

発議第5号。

令和5年6月4日。

大多喜町議会議長、渡辺泰宣様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一。賛成者、同、根本年生、賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、山田久子、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、森久。

国における令和6年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における令和6年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和6年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関する予算の拡充を十分に図ること。
 - 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
 - 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
 - 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関する予算を更に拡充すること。
 - 5 子ども達が地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
 - 6 既存校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。
 - 7 Society5.0にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。
- 国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教

育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） それでは、発議第4号及び発議第5号、提案理由の説明をいたします。

先ほど、請願審査でご審議をいただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしましたく、根本年生議員、渡辺善男議員、山田久子議員、山口定夫議員、森久議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長からも朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議をいただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番吉野信一君。

○6番（吉野信一君） 今、野村議員からるる説明がございました。賛成者一同と、これは総務文教委員会の委員の方、福祉経済委員会、私の委員会はそうなんだけれども、これ全員の議員の名前というのは、連名はいけないんですか。これで半分だけなんだけれども、どうなんですか、これは、連名ということになると。

○議長（渡邊泰宣君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 毎年毎年、この件に関しては総務文教委員会委員長が提案理由の説明を申し上げてきました。今、吉野信一君の気持は分かりますけれども、所管の委員会でございます総務文教委員会で提出したということでございます。ご理解してください。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

まず、発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 3時03分）

第1回大多喜町議会定例会 6月会議

(第 2 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会 6月会議会議録

令和5年6月6日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺 善男君	2番	麻生 勇君
3番	野村 賢一君	4番	末吉 昭男君
5番	根本 年生君	6番	吉野 喜一君
7番	山田 久子君	8番	渡辺 八寿雄君
9番	山口 定夫君	10番	森 久君
11番	吉野 一男君	12番	渡邊 泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林 昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間 靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	小高一哉君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	和泉陽一君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 報告第 7号 債権放棄の報告について
- 日程第 2 報告第 8号 債権放棄の報告について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 諒問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第41号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第42号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第43号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第44号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第45号 夷隅環境衛生組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第46号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 改めておはようございます。

議員各位をはじめ、執行部職員の皆様には、本日、4日の本会議に続きましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（渡邊泰宣君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願います。

本日は、気候が大分暖かくなつてきましたので、上着を脱いていただいて結構でございます。

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和5年第1回議会定例会6月会議の2日目に当たり、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、議長をはじめ、議員の皆様方には、4日の日曜議会に引き続きまして、大変お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございませぬので、これによりご了承を賜りたいと思います。

本日は報告案件が2件、そして、一般質問の後、人権擁護委員の人事案件と条例の一部改正が3件、そして辺地に係る総合整備計画の変更、また、夷隅環境衛生組合規約の変更と、一般会計の補正予算を提出させていただいております。

各議案とも十分にご審議をいただきまして、可決くださいますよう心からお願ひ申し上げ

まして、行政報告とさせていただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） どうもご苦労さまでございました。これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告がありますが、本定例会6月会議開会後の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第7号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告を願います。

教育課長。

○教育課長（吉野正展君） それでは、報告第7号 債権放棄の報告についてご説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

初めに、本文説明の前に、概要について説明いたします。

今回放棄した債権は学校給食費で、債権管理条例第12条第1項第4号に該当することから、債権放棄をしたものでございます。

なお、表中の放棄した事由の欄の条例第12条第1項第4号とは、債務者が死亡、失踪、行方不明、その他、これに準ずる事情にあり、かつ徴収の見込みのないと認めるときでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

1、放棄した債権の名称、学校給食費。

2、放棄した債権の件数、206件。

3、放棄した債権の金額、96万2,470円。

4、放棄した時期、令和5年3月31日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由、債務者ごとに放棄の金額、調定年度及び件数、放棄した事例の順に説明いたします。

債務者1、24万1,960円。平成13年度から平成19年度まで53件、条例第12条第1項第4号。

債務者2、21万6,270円。平成13年度から平成17年度まで47件、条例第12条第1項第4号。

次のページをお開きください。

債務者3、50万4,240円。平成14年度から平成20年度まで106件、条例第12条第1項第4号。

合計96万2,470円、206件でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） これで、報告第7号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、報告第8号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 報告第8号 債権放棄の報告につきましてご説明いたします。

議案つづり19ページをお開きください。

本文に入ります前に、概要につきましてご説明させていただきます。

今回の放棄対象債権は水道料金で、大多喜町債権管理条例第12条第1項第2号及び第4号に該当することから放棄したものでございます。

なお、表中の放棄した事由の欄に記載しております条例第12条第1項第2項の事由は、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認めるとき、条例第12条第1項第4号の事由は、債務者の死亡、失踪、行方不明等で、徴収の見込みがないと認めるときとされております。

それでは、本文のほうに入らさせていただきます。

債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告します。

1、放棄した債権の名称、水道料金。

2、放棄した債権の件数、92件。

3、放棄した債権の金額、57万9,739円。

4、放棄した時期、令和5年3月31日。

5、放棄した債権後、債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由につきましては、以下の表と次のページの表のとおりであります。

この表のうち、第2号事由によるものは9名26件、金額14万8,714円。第4号事由によるものは15名66件、43万1,025円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） これで、報告第8号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて30分となります。また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

◇ 吉野僖一君

○議長（渡邊泰宣君） 通告順に発言を許します。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 6番吉野僖一でございます。

議長さんから一般質問の許可が下りましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

初めに、町の災害対策についてお伺いします。

先月、5月11日早朝に大きな地震がありました。県南部を震源地とするもので、本町においても震度4と発表され、県内で最大震度5強とのことでした。

幸い、本町や県内で被害が拡大することがなかったところですが、この地震の1週間前には、石川県の震度6強の地震があったように、日本列島、東西南北至るところ地震が発生しており、大きな地震の発生が日々危惧されているところでございます。

幸いにして大多喜町は今回はそんなに被害はなかったんですけども、今後のことを思い、一般質問させていただきます。

このようなことから、今回は町の災害時の対応などについて、幾つかお伺いしたいと思い

ます。

大多喜町地域防災計画は、大多喜町防災会議により、令和3年度から修正を行い、昨年度策定され、議決されたところです。この計画の構成は、第1編、総則、第2編、震災、第3編、風水害等、第4編、放射性物質事故、第5編、大規模火災等、第6編、公共交通事故編となっています。

この中で、勃発している地震に対する町民の不安などを勘案し、地震に対するふだんからの備えや、いざ発生した場合の対応等に係る部分をいま一度、私を含め、どう行動すべきかなど、町の考えを確認などをしたいことから、第2編の今回は震災編に係ることについてお伺いします。

今まで町も全町民に大多喜町の防災マップ、こういう大きなものがありまして、配ってあって、これはこれでいいんですが、その後、防災アプリおおたき通信ですか、そういうことで、皆さん日々努力して対応しているところでございます。

そこで、初めに、地震における災害予防対策について伺う。地震に関わる平時、ふだんからの備え、自助に関わる部分などについて、町の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

地震については、いつ起こるか分からぬいため、被害を最小限に抑えるためには、家庭での防災に対する心構えと、日頃からの備えが必要でございます。

町では、ご自宅の安全点検、家具類の転倒落下防止、火元周りの安全点検、消火器の準備、避難口の確保、非常用持出品の準備など、まずは自分の身を自分で守る自助の重要性について、防災訓練やホームページなど、あらゆる機会を通じて周知をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、総務課長から細かく今報告ありました。これもふだんからこういう準備をしておけば、本当に町のホームページとか、そういうふだんのあれは、皆さんの努力で、今お答えしたとおりでございます。

ただ、それがやっぱりいざというときに実際に運用、活用できるかが一番の問題だと思い

ますので、今後とも皆さんこの自助、やっぱり初めは自分の身を、安全を図るということが一番だと思いますので、その辺から次にいきます。

その次の災害対応対策について、大地震が発生した場合に、今、自助については説明がありました。次に、大地震が発生した場合には、共助による協力が欠かせません。各行政区、自主防災組織や隣組、組合ですね。組内などに関わる部分について、町の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議員さんのおっしゃるとおり、大地震が発生した場合は、自分たちの町は自分たちで守る、近隣の方々と協力して地域を守る共助が欠かせません。

町では、各行政区等が自主防災組織設立時に防災資機材を提供することで、自主防災組織設立促進を図っているところでございます。

また、近年は、コロナ禍で実施できておりませんが、町主催の防災訓練や地域からのご依頼を受け、職員等を講師として派遣し、自主防災組織の必要性などをお伝えすることなど、地域の防災意識の向上を図っているところでございます。

以上でございます。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

○議長（渡邊泰宣君） 吉野僖一君、発言の場合は挙手願います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） はい、すみません。ありがとうございます。

今、るる説明がございました。やっぱりふだんから自分の地域、そういう各区、組内ですか。中野の場合はそういう各区と、組と、そういう感じでふだんやっておりますんで、そういうお互いに近所のそういう助け合いですか。初め、自分の身を守って、自分の家庭を守つて、そしてこういう共助、地域みんなで、やはり要支援者とか、そういうふだんからの、やはり独り暮らしが非常に多くなっていますんでね。せんだっても、空き家対策とかがありましたけれども、独り暮らしが本当に多くなってきて、そういう自助、共助が大変だと思います。ふだんからのやはり訓練で、これは今、課長が言ったとおりでございます。

続きまして、公助、3番目、議長、続けてよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） はい。6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 次に、その後の災害復旧対策についてお伺いします。

震災により、被害を受けた場合、今るる説明、自助、共助、そして公助ということがあり

ます。これは広域避難場所とか、そういう確保、整備、運営ということで絡むと思いますが、災害復旧対策について、災害を受けた場合の公助による災害復旧に、対策に関わる分について、どのように町が考えているかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 災害対応では、先ほどお話をさせていただきました自助、共助のほかに、行政など公的機関による対応が不可欠でございます。

町では、震災など災害による被害を受けた場合には、大多喜町地域防災計画に基づき、暮らしの復興、被災地の復興、住宅の復興、産業の復興などに取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございました。これから本当に行政的なそういう町全体の公助というか、皆さんの役場の職員とか、区の役員とか、やっぱり連携して対応しないといけないと思います。

やっぱりこれも日頃の訓練で、やはり災害は忘れた頃にやってくるということで、今回たまたま被害がなかったんでよかったと思います。

議長。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 次に移ります。

次に、避難情報の見直しについて伺います。

緊急地震速報について、その内容について伺う。

また、町は本年度よりおおたき通信の運用を開始している。この4月から、すばらしいこの運用を開始しているところです。この運用内容について、町の考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、初めに緊急地震速報についてですが、気象庁が発表、発せられるもので、地震の発生直後に各地での震度や到達時刻などを予想し、可能な限り素早く知らせる情報でございます。

本町の防災行政無線では、震度5弱以上が発せられた場合、住民の皆様にお伝えしているところでございます。緊急時地震速報はテレビやラジオのほか、携帯電話などでも伝えられ

ますので、この速報を見聞きした場合は、速やかに身の安全を確保してくださるようお願い申し上げる次第です。

続いて、本年度より運用を開始させていただきましたおおたき通信は、大多喜町が配信する情報を、アプリをご登録いただいた皆様のスマートフォンに時間や場所の制約に縛られずお届けすることができるシステムでございます。

災害時の情報配信だけでなく、大多喜町防災マップや避難所に係るマニュアルなども掲載しているほか、一般行政に関する情報も配信しておりますので、引き続き住民の皆様への普及促進に努め、住民の皆様の防災意識を高めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございました。

たまたま今の課長の答弁の中で、たまたま明日ですか、明日何か全国の防災アプリというか、町もそれに今回初めてこれを活用というか、実際に明日の何時でしたか、お昼からかな、時間でいうと。申し訳ないけれども、広報で何か言っていましたよね。明日、何かそのあれがあるということで、これ、たまたま偶然で、いい経験になると思う。

やっぱりなかなかふだんこういうあれはないんで、明日の訓練というか、全国一斉に防災アプリですか、これをやるということで、この一般質問もすごくタイミングがよかつたと思うんで、皆さんもやっぱり体験してみないと分からぬんで、どういうふうなのか。そういうことで、明日また皆さん、よろしくお願いしたいと思います。

議長。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 本当にこのあれはすばらしいんですよね。ただ、これが一般町民に住民健診のときにこれを配ってくれて、4月の広報にも出ていましたけれども、皆さんがセッティングしてやればいいんですけども、なかなかその辺のあれが分からないんで、年寄りが設定の仕方なんかも分からないんで、一応また町もこれを確認というか、普及のためにそういう講習会みたいなの、セッティング、年寄りができればいいんですけども、その辺また今後ともよろしくお願いしたいという要望でございます、これは。

議長。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 最後になりますが、この防災マニュアルについて伺います。

国・県・町において、様々な計画が策定されており、同様に、防災に係るマニュアルなどが作成されています。

本町として、町民に分かりやすく、災害時に対応するための行動指針等を示すマニュアルなどが必要と思われますが、本件についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊泰宣君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　本町では、先ほどご説明させていただきましたおおたき通信において、平時の備えや災害時の対応などについて記載している大多喜町、議員おっしゃったとおり、防災マップなどの各種マニュアルを、防災情報の各種計画の中に掲載してございます。

この各種計画をフォルダーに、大多喜町防災マニュアルを掲載しており、地震に備えてや地震に対するふだんの心得など、いつでも見て確認できるよう整備してございますので、今のところ新たに地震対応に係るマニュアルを作成する予定はございません。

引き続き、皆様のお手元のスマートフォンで、いつでもご確認いただけるおおたき通信などを通じて、町民の皆様に防災に関わる情報をお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君）　6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君）　ありがとうございます。

本当にタイミングがいいというか、明日本當に実際に防災アプリ、全国的に防災マニュアルとか、そういうことでやるというんで、タイミングがよかったです。

まさに災害対策について、全町民にスマホを利活用したおおたき通信の周知徹底を図り、推進、町民の生命と財産を守ることをお願い申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。本日はいろいろとありがとうございました。どうもお世話になりました。

○議長（渡邊泰宣君）　ご苦労さまでした。

以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

次は、10時40分に再開しますので、よろしくお願ひします。

（午前10時27分）

○議長（渡邊泰宣君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◇ 根 本 年 生 君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、通告に基づきまして、質問させていただきます。よろしくお願いします。

私、日曜議会に引き続き、高齢者の方々が生き生きと健康で暮らしていくために、どのような方法があるのか、大多喜町にとってどのような方法が最適なのかということを議論していければと思っています。

その中で、令和5年5月31日に参議院を通過した孤独・孤立支援対策推進法の成立があります。これは2024年から施行されます。この法律は、孤独・孤立を社会全体の問題と考えて、国民全員で考えようと。そして、高齢者が社会生活を円滑に過ごすためには、どのようにしたらいいのかと、みんな協力してやりましょうよという、そういった法律が可決されました。

国も、これによって高齢者の健康寿命を延ばすことについては、相当力を入れているということが考えられます。その件も踏まえて質問させていただきます。

大多喜町では地域の課題を解決するため、町民と町が共同で実施している地域団体及び活動があります。ボランティア団体が行っている活動を次世代につないでいく必要があると考えます。

ボランティアといろんな方々が、いろんな方面で町のために活躍していることと存じます。申し訳ないですけれども、ちょっと全部やるわけにいかないんで、今回は地域福祉の分野について、ボランティアとして活動している団体の件について質問したいと思います。

まず初めに、より良いまちづくりのために活動している地域福祉に関連するボランティア団体は、どのようなものがありますか。また、その活動内容について伺いたい。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

より良いまちづくりのために活動しているボランティア団体は、役場で把握している団体のほか、把握していないものを含めると、数多く存在しています。

国・県・町などから委嘱も受けず、高齢者福祉活動をしている団体で、健康福祉課が把握しているものについて回答させていただきます。

まず、よくご存じの赤十字奉仕団でございます。この団体は、地域社会に貢献したいと思う思いを持った人々によって、市町村ごとに組織されたボランティアグループで、主に高齢者支援活動や、児童の健全育成活動、災害救護、防災活動などを行っている団体です。

次に、ぬくもり給食会でございます。月に1回、独り暮らしの高齢者にレクリエーションと食事の提供を行い、高齢者同士の交流を図るための団体となります。

次に、はつらつ支援☆ボランティアでございます。地域に介護予防を普及するための団体で、出前介護予防教室やおおたき元気いきいき体操を主催するほか、町主催の健康教室等にも非常に多くのご協力をいただいているます。

地域支え愛サポーター制度、こちらは地域で介護予防活動を展開するボランティア、地域支え愛サポーターといいますが、このサポーターが地域貢献することを奨励及び支援することを目的として、サポーターに対して活動内容に応じてポイントを付与し、活動を後援する制度でございます。活動は、在宅活動、施設活動及び地域活動など、多岐にわたる活動内容となっており、令和4年度のサポーター登録者数は86名となっています。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。

たくさんの団体が、たくさんの方々が本当に地域福祉のために、本当に一生懸命やっているといっているというのが本当によく分かりました。

あともう一つ、町に関連はしていないかも分からぬけれども、各団体、企業さんも、最近そういった方面に力を入れて、独自に健康教室なり、高齢者の健康寿命を延ばすような活動をしていると思います。

そういう方々についても、できるだけ支援ができるれば、そういう団体でやっていただけるというのは本当にうれしい限りなので、そういう企業とか、いろんな団体が行っている健康教室等についても支援をできるだけお願いしたいと思いますけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 即支援ができるかどうかはまたちょっと考える必要もございますけれども、そういうことに取り組んでいただいている企業と協働というか、連携して、一体となって健康づくりに取り組んでいけばいいなと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

とにかくこういったボランティア活動は自主性が、主体性が主なあれなので、それがなくなってしまったら何もできないんで、それにみんなが応援しているよと、一生懸命やっていふことはありがたいねということを言ってあげるだけでも、非常に励みになるんじゃなかろうかと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、大多喜町は少子化人口減少により、やはり高齢化が進んでいます。今までは地域や、それで先ほどの孤独・孤立支援推進法の成立の内容は、独居高齢者の問題が大きく取り上げられています。

今までは地域住民同士の地域活動とか、友人とか、家族に頼ってきた介護予防というんですかね、そういうものがなかなか難しくなってきていると。それで、これからは独居老人が当たり前の時代になってくるんではなかろうかと、何年後かにはですね。やっぱり少子高齢化で、子供がなかなか定住化しない、そうすると夫婦2人、すると当然どちらかがちょっと万一のこともあると、当然独居老人が増えてくる。その問題をみんなで解決しようというのがこの成立法の趣旨の大きな柱になっているところです。

それで、ボランティアの皆さんも例外ではないんです。非常に高齢化が進んでいます。やはり次の世代につなげていくためには、様々な支援が必要であると考えます。これは金銭面じゃなくて、それ以外にやれることはたくさんあると思っていますので、その辺のボランティアの皆様が、大多喜町のために重要な役割を果たしているので、その皆様を次世代につないでいくために、どのように考えているのか、どのような支援を考えているのか、教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、次世代につなげていくということでございますけれども、町内、町外を問わず、その活動内容、熟成された活動内容に高い評価をいただいている大多喜町ボランティア団体でございますけれども、議員の言われるように、その活動を維持しながら、徐々に次世代につなげていく必要がございます。

高齢化だけでなく、様々な理由によりボランティア活動を卒業される方もおるわけでございますが、団体によっては養成講座を毎年または1年おきに開催することで、新しいメンバーを養成し、活動していただけるボランティア数を維持するような取組を行っているところでございます。

また、その活動に対する支援ということでございますので、その辺をご説明させていただきます。

まず、高齢者が気軽に集うことができるよう、高齢者サロン事業補助金というのがございます。こちらは気軽に集うことができ、介護予防に関する活動を行う団体に対して、その活動を後援するため、補助金を交付する事業であります。補助金の上限額は年間3万円で、申請団体は令和4年度が4団体、令和5年度が5団体あります。

次に、地域リハビリテーション活動支援事業です。これは介護予防の取組を強化するため、住民主体の通いの場へリハビリ専門職を派遣し、参加者や、ときにボランティアの方への助言や指導を実施し、より効果的な活動内容につなげようとするものでございます。

そのほか、地区ごとに分かれ活動しているはつらつ支援☆ボランティアが地域で活動するための打合せや、情報交換を行う定例会の開催や、体操指導方法の復習や、口腔機能の役割等を学び直したり、本活動の意義を再確認するためのフォローアップ研修会等を開催しています。

また、地域支え愛サポーター制度、こちらは地域で介護予防活動を展開するボランティア、この地域貢献することを奨励及び支援することを目的としたサポーターに対して、活動内容に応じてポイントを付与し、活動を後援する制度でございます。

以上でございます。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

様々な支援をやっていただいて、ぜひともボランティアの活動が継続して、やっぱりこれは継続していくことが非常に大切だと思っていますので、ボランティア団体だけではなかなかいろいろな悩み事とか、なかなか難しい面もありますので、行政側のほうでできるだけの支援をしていただけだと、ボランティアの皆さんも非常に励みになるんではなかろうかと思っています。

その中で、やはり活動資金とか、運営資金の確保、やっぱりボランティア団体の方は、先ほど支援のあれもありましたけれども、やっぱり資金の支援というのは非常に大事だと思うんですね。

何もこれは町で支援する必要はないと思っています。調べますと、国とか、県とか、基金、あと女性団体などが様々な支援活動を行っています。その情報をボランティアの方々に集めてやりなさいというのは非常に難しいんで、こういった補助金が国から出ているよ、支援団体から出ているよという情報があったら、ともに考えてやっていただけるとうれしいかなと

思いますので、そういった資金面での援助など、何も町がやれと言っていませんので、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（渡邊泰宣君） 根本君、質問の前にちょっと挙手してお願いします。

○5番（根本年生君） はい。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そうですね。いろいろ使える補助金とか、何かそういうものがあれば、アンテナを高くして、なるべく効率的にそういったものを使って、より良い活動ができるようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） その件で、先ほど冒頭言いました、孤独・孤立支援推進法の成立され、国も様々な支援策を考えているということを発表していますので、ぜひともお願いしたいと思います。

続いて、やはり次世代につないでいくということになると、やっぱりこれも国の例ですけれども、令和4年度厚生労働白書というものが発表されました。

この中でやっぱり一番の問題は、社会保障を支える人材の確保というのが非常に問題であるよということを国も大きくうたっています。やはりボランティアの方々が継続的にやっていく、それで社会保障を支える人材の確保は非常に大切であると思いますけれども、その辺をいま一度人材の確保について、このような形で人材確保、今後も積極的にやっていくよということを答弁願えるとうれしいです。

○議長（渡邊泰宣君） これは次世代につながるあれで。

○5番（根本年生君） そうそう、次世代。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そうですね。先ほどの答弁の繰り返しとなりますけれども、やはり養成講座等を開催できるものについては開催して、新しく活動していただける方を募っていたりもするわけですけれども、その講座を一般的に、普通に広報等で周知しても参加者はなかなか集まりませんので、やはりこれも口コミでボランティア、もう既に活動していただいている方が呼びかけていたいたりして、なるべく多くの方にこの養成講座等に参加していただけるような活動を行っています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） よろしくお願ひします。特に、リーダーになっている方々は、ボランティア団体のやはり大変な悩みを抱えてリーダーシップを取りながら会をまとめたり、いろんな面で苦労している面がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、高齢者のやっぱり健康寿命を延ばすことが大多喜町の活性化に非常に寄与している、寄与することだと。地域が今、やっぱり高齢者が多いんで、地域が活性化しないことには町の活性化がないよと思っています。

移住者とか、いろいろ呼んでやってもらうことも非常に大事なんですけれども、地域が元気でないと、移住する方もなかなか来てくれないんじやないかと。やっぱり地域が元気であって、移住者の方々とともに地域を活性化するということは非常に大切だと思います。

それには高齢者の健康寿命を延ばして、1年でも2年でも3年でも健康でいられるような形をつくっていかなくちゃいけない。そのための施策を今以上に充実させる必要があると思います。今まで以上にその施策を充実するには、どのようなことを考えていますか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 施策ということですけれども、先日の日曜議会での答弁の繰り返しともなりますけれども、健康寿命を延伸するために、住民の主体的な健康づくりへの取組や健康増進に向けた啓発、仲間づくりの促進、健康づくり活動の場の提供を推進していくことが求められます。

さらに、健康診査、がん検診の受診率向上を図るとともに、その結果に基づいた保健事業等を展開する必要がございます。

しかし、それら全てを実施するためには、行政だけでは到底賄い切れものではなく、それらの目的を達成するためには各種ボランティアの方々の協力が必要不可欠な状況と考えます。

特に、健康教室等にご協力いただいているボランティアの方々には、日頃から大変お忙しいところ、教室開催以外にも打合せや事前準備など、時間を割いていただき、多くの負担を強いているところでございます。

その教室に参加している方々の健康維持や介護予防につながっているのはもちろんでございますが、ボランティアの方々にとって多くの負担と引換にメリットがあると考えます。

ある研究結果によりますと、運動習慣や文化活動のみ活動を行っている場合に比べて、ボランティア活動をプラスアルファすることで、生活の質の低下割合が3分の1にも2分の1にもなると言われています。

このように、行政とボランティアとの協働で行う事業については、参加者、ボランティアの方々、そして行政、いずれにもメリットがある三方よしの構図が出来上がっていますので、今後もボランティアの方々の協力をいただき、各種事業を進め、健康寿命の延伸につなげたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。

本当に一生懸命やっていただいていることは、健康福祉課さんのところに行くと、本当に多くの方が一生懸命本当にやっているということは重々承知しております。大変だと思いますけれども、さらに出て申し訳ないけれども、充実した内容をやっていただけだと大変うれしいかなと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、大多喜町のボランティア団体の皆様は、国や県など、そのほかの団体などから多くの表彰とか、多くの感謝の言葉を述べられています。それがインターネットであったり、各種新聞であったり、あと、いろんな広報紙であったり、発表されています。

その中の幾つかを挙げますと、まず、令和2年度の社会生活活動事例というのが内閣府から発表されました。この中で、千葉県では2つ、流山市と大多喜町が取り上げられています。

流山市は、福祉というよりボランティアガイドとか、ガイドの関係が、自然を生かしたガイドを一生懸命やろうよというような内容になっています。

大多喜町は、本当に地域福祉に徹したというんですね。それに関与した形で言われています。これをちょっと読みますと、地域の先輩住民のためにお手伝いできること、恩返しえることはないかと考え、高齢者自らの足で来れる温かい居場所をつくり上げたいという思いから本活動がスタート、多くの高齢者の参加をいただいているボランティアが各地域を巡回したり、地域の介護保険施設に出向くなど、地域づくりを意識した活動も特徴的であるよと。単なる地域福祉で困っている人をというだけじゃなくて、そういった活動を通して、地域づくりを良くしていこうと、そういう視点も踏まえてやっていただいているということで、本当にありがたいことだと思っています。

あともう一つ、これも千葉県の事例ですけれども、千葉県の好活動事例というのが発表されています。健康寿命延伸に向けた活動、住民と協働による介護予防活動の取組ということで、大多喜町が大きく取り上げられています。

この内容を簡単に説明すると、大多喜町で介護予防が重要な課題となっているが、行政だ

けでは対応するには限界があると。行政と地域住民の協働により、介護予防活動を展開することが重要だと考えて活動していると。自分たちが理想とする地域像を話し合うなど、これもやはりそういったことを通じて地域づくりに貢献したいと、地域の活性化に貢献したいということが大多喜町の大きな特徴になっています。そういったこと、いろんな方面で活動の取組について本当に好評を得ているところであります。

それで、過去にもいろんな表彰を各団体、本当にいろんな団体が受けていると思います。大多喜町も受けていると思います。その過去に受けた表彰とか、そういったものが分かりましたら教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） お答えさせていただきます。

一部議員さんのご質問の内容と重複するところもございますけれども、主立ったものについて回答させていただきます。

まず、ちばSSKプロジェクト高齢者地域支え合い活動団体表彰です。まず、SSKとは、しない、させない、孤立化の頭文字を取ったもので、高齢者の孤立化防止のために地域支え合い活動に取り組んでいる団体を表彰しています。平成27年度から令和元年度までに、千葉県知事賞や千葉県奨励賞を5団体が受賞しています。

具体的には、上郷地区はつらつ支援☆ボランティア、総元地区地域ぐるみ福祉協議会、老川地区はつらつ支援ボランティア、シニアフレンド、いきいきサロン紙敷塾が受賞しています。

次に、内閣府の社会参加賞です。こちらは長寿社会における社会参加活動の模範として優良であり、広く全国に紹介すると内閣府が認めた団体に贈られるものであり、毎週高齢者向けの体操教室を開催している大多喜地区はつらつ支援☆ボランティアが令和2年度に受賞しております。

そして、厚生労働省の健康寿命をのばそう！アワードの受賞です。こちらは健康寿命の延伸に対する優れた取組を表彰する制度であり、介護予防活動ボランティアに対して、地域支え合いサポーター制度を導入し、ボランティアと町の協働による高齢者の健康づくり活動が先進的で、住民の健康寿命の延伸につながっているとの評価を受けたことによるものでございます。

また、表彰以外ではありますが、日曜議会で町長の答弁でもありましたとおり、昨年、青森県五戸町議会議員の視察研修で大多喜町を来庁された際に、町が取り組んでいるボランテ

ィアとの協働による健康づくり事業を紹介させていただいたところ、参加議員の皆様はいたく感動され、大きな評価をいただいたところでもございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。

今本当にメモしてもし切れないぐらい本当にたくさんの中表彰とか、本当にいろんなことをやって、本当に私も今回これをやろうなという思いを込めていろいろ勉強していくと、本当に一生懸命やっていたいしているんで、本当に最後のほうはちょっとほろっとくるような、本当に一生懸命やっているなど、本当感謝の気持ちでいっぱいになったところでございます。

それで、最後また町長、一言、本当にボランティア活動の皆さん、一生懸命やっていたいしています。その辺で、今後も継続的に一生懸命やってくれるものと思います。今の課長との答弁の中で、ご感想を一言いただければ大変うれしいかなと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 根本議員のほうも本当にボランティア活動の皆様の活動、行動をよく見ていただいて、少しでもその方が励みになればということでの多分ご発言だろうとうふうに思っております。

多分私も正直言うとよく分からなかつたんですね。大多喜のレベルが。今のお話を聞いており、それから他市町村のお話を聞いて、大多喜そのものの皆さんのボランティア活動とかつて、こういう活動そのものがもう文化としてしっかりと残っているんだなというのを痛感させていただいております。

ぜひこのすばらしい文化は、やはり何らかの形で次代へ継承していかなければいけないだろうというふうに思っております。そんなことで、改めて今日、根本議員のご質問から、大多喜のすばらしい文化を一つ発見させていただいたなというふうに思っております。そんなことで、これからまたぜひこの文化を賛同していただけるような新しい住民の方たちも、どんどん町に来ていただけるとうれしいなと思っておりますので、ぜひその際にはよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。

最後に、本当にボランティア活動していただいている方々に感謝の意を言うと同時に、こ

の活動はつい最近始まったものじゃなくて、本当に歴代町長が率先してこの取組をやってこられたということが大きいと思います。やはり諸先輩方々が一生懸命地域福祉のために、町の地域づくりのためにやっていただいているということに感謝を申し上げまして、私の質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

議員の皆様に申し上げます。

これから議案審議に入りますが、質疑につきましては同一内容について3回までとします。また、議案書のほかに議案審議資料が配付されておりますが、この資料はあくまでも参考資料として配付されているものですので、質疑の際は議案書により質疑をされるようお願いします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を述べさせていただきたいと思っております。

21ページをお開きいただければと思ってございます。

人権擁護委員のうち、浅野秀雄委員の任期が令和5年9月30日をもって満了しますから、引き続き同氏を候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所が大多喜町下大多喜1143番地、氏名、浅野秀雄氏、生年月日、昭和32年5月3日生まれ、現在66歳でございます。

浅野秀雄氏は、昭和56年3月に大学を卒業、同年4月から教諭となりまして、平成30年3月までの37年間、公立学校の教諭として勤務をされました。学校では子供たちへの人権指導教室の実施や職員への人権研修に取り組まれるなど、人権擁護に理解と熱意があり、人格、見識も高い方でありますので、ご承認くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の

説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者として認めるに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者として認めるに決定しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第41号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第41号の説明をさせていただきます。

議案つづり23ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が令和5年5月11日に施行され、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを持っている方が、マイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォンに搭載することが法律上可能となりました。

これにより、マイナンバーカードの電子証明書機能を搭載したスマートフォンで、印鑑登録証明書等をコンビニ交付により取得することができるようになったため、大多喜町印鑑条例について、必要な改正をするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例。

大多喜町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項中、「限る。」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載されているものに限る。）」を加える。

この規定を加えることで、条例上もマイナンバーカードの証明書機能を搭載したスマートフォンで印鑑登録証明証をコンビニ交付により取得することが可能になるものであります。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月11日から適用する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君）　日程第6、議案第42号　大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君）　それでは、議案第42号の説明をさせていただきます。

議案つづり25ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行されたこと及び大多喜町国民健康保険の財政状況を勘案し、保険税率等の見直しを行うため、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、1点目として、保険税の課税限度額の引上げ、2点目として、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の引上げ、3点目として、保険税率の引上げ、4点目として、保険税率の引上げに伴う被保険者均等割額及び世帯平等割額の見直し、その他、規定の整備を行おうとするものでございます。

それでは、改正条例条文の説明をさせていただきます。なお、条文の朗読については、一部割愛をさせていただきますので、ご了承ください。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

この改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金分に係る保険税の課税限度額を2万円引き上げ、22万円に改めるものでございます。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の7」に改めるから、3行下の「1万9,875円」に改めるまでの改正でございますが、これは医療分に係る保険税の税率を見直すもので、所得割の税率を0.2引き上げ100分の7に、世帯に課税される平等割額を5,500円引き上げ2万6,500円に、さらに特定世帯に係る平等割額は2,750円引き上げ1万3,250円に、特定継続世帯の平等割額は4,125円引き上げ1万9,875円に改めるものでございます。

次になります。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第7条中「8,400円」を「1万1,900円」に改める。

これは後期高齢者支援金分に係る保険税の税率を見直すもので、所得割の税率を0.3引き上げ100分の2.5に、被保険者1人当たりに係る均等割額を3,500円引き上げ1万1,900円に改めるものでございます。

次になります。

第9条中「8,700円」を「1万2,200円」に改める。

これは40歳以上65歳未満の被保険者が対象となる、介護分に係る保険税の税率を見直すもので、被保険者1人当たりに係る均等割を3,500円引き上げ、1万2,200円に改めるものでございます。

次になります。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、これは先ほども説明いたしました後期高齢者支援金分に係る保険税の課税限度額の改正となります。

次の同項第1号イ(ア)中「1万4,700円」を「1万8,850円」に改めから、次のページをお願いいたします。次のページの上から9行目にかけまして、「5,950円に改める」までの改正になりますが、この改正は、今回保険税率の改正となりまして、医療分の平等割額、後期高齢者支援金分の均等割額及び介護分の均等割額の見直しに伴い、低所得者及び未就学児に対する保険税の軽減額を見直すもので、具体的には、平等割額と均等割額の7割の軽減額、5割の軽減額、2割の軽減額及び未就学児に係る均等割額の軽減額を見直すものでございます。

まず、7割の軽減額の改正内容でございますが、医療分の平等割額については、通常の世帯に係る軽減額を1万4,700円から1万8,550円に、特定世帯については、7,350円から9,275円に、特定継続世帯については、1万1,025円から1万3,912円に改め、後期高齢者支援金分の均等割額の軽減額を5,880円から8,330円に改め、介護分の均等割額の軽減額を6,090円から8,540円に改めるものでございます。

次に、5割の軽減額の改正内容でございますが、まず、軽減の対象となる世帯の判定に使用する所得の基準額を28万5,000円から29万5,000円に改め、医療分の平等割額については、通常の世帯に係る軽減額を1万500円から1万3,250円に、特定世帯については、5,250円から6,625円に、特定継続世帯については、7,875円から9,937円に改め、後期高齢者支援金分の均等割額の軽減額を4,200円から5,950円に改め、介護分の均等割額の軽減額を4,350円か

ら6,100円に改めるものです。

次に、2割の軽減額の改正内容でございますが、まず、軽減の対象となる世帯の判定に使用する所得の基準額を52万円から53万5,000円に改め、医療分の平等割額については、通常の世帯に係る軽減額を4,200円から5,300円に、特定世帯については、2,100円から2,650円に、特定継続世帯については、3,150円から3,975円に改め、後期高齢者支援金分の均等割額の軽減額を1,680円から2,380円に改め、介護分の均等割額の軽減額を1,740円から2,440円に改めるものでございます。

次に、未就学児に係る後期高齢者支援金分の均等割額の軽減で、7割の軽減に該当する世帯は1,260円を1,785円に、5割の軽減に該当する世帯は2,100円を2,975円に、2割の軽減に該当する世帯は3,360円を4,760円に、軽減の世帯に該当しない世帯については4,200円を5,950円に改めるものでございます。

次に、23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改めるから、附則の前までの改正になりますが、今回の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日、適用区分を規定したもので、この条例は公布の日から施行し、令和5年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとなります。

以上が条例改正の説明となりますが、今回の改正の中で保険税率の改正案について提案させていただきますので、その部分について少し補足説明をさせていただきます。

令和4年度分の所得がほぼ確定しまして、令和5年度の国民健康保険税額の算出を現行の税率で算出しましたところ、保険税として必要とする税額に約5,388万円の不足が生じるということとなりましたので、令和5年度の当初予算で計上している財政調整基金の繰入れ及び令和4年度からの繰越金の見込額を充当しました。充当しましたけれども、それでも約1,170万円不足することから、今回税率の改正案を提案させていただいたものでございます。

税率の改正案の作成に当たりましては、まず、千葉県が提示する大多喜町の税率を基に、保険税の算出を行いました。その結果、保険税として不足する額が先ほど5,388万円ぐらいあると申し上げましたが、それが約1,055万円までに圧縮され、財政調整基金の繰入れをせず、前年度繰越金を充当することで保険税の不足分を解消することができます。

しかしながら、これについては1人当たりの平均保険税額が11万7,625円というような試算となります。

なお、現行の税率を用いて保険税を算出した場合の1人当たりの平均保険税額は9万3,627円という試算となり、先ほど県の税率を使ったものと比較しますと、県の税率を使うと約2万4,000円増額になるというような結果となります。

県の示すこの税率案、税率を改正案としてお願いしますと、保険税の不足分はかなり解消されますけれども、加入者の皆様には大幅な負担となるため、負担を軽減できる税率案ということで、再度内部で税率案を検討させていただきました。

なお、検討に当たりましては、財政調整基金の繰入れと前年度繰越金を充当することで、全額充当するということで計算させていただきまして、さらに条件をつけまして、1人当たりの平均の保険税率が、現行の税率で算出した場合と比較して、先ほど県の税率ですと2万4,000円ぐらい上がっちゃうということだったので、それが1万円以内に済むようにすること。

また、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の所得割の税率が、現行では医療分が6.8パーセント、後期高齢者支援金分が2.2パーセント、介護分については2.1パーセントという税率になっております。これを合計しますと11.1パーセントとなっておりますが、改正した後、この税率の合計額が12パーセントを超えないようにすること。

また、納税力のある方の負担割合が多くなるように、算出税額のうち所得割額の比率を6割、均等割額と平等割額の合計の比率が4割となるような条件を設けて、改正案を作成することとしたものでございます。

この条件の下、検討した結果、1人当たりの平均保険税率が、現行の税率で算出した場合と比較しまして約9,400円の増。医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の所得割の税率の合計が11.6パーセント、所得割と均等割、平等割額の合計の比率がおおむね6対4の割合となる税率案が算定できたことから、今回改正案として提案したものとなっております。

なお、条例の改正案につきましては、去る5月18日に開催されました国民健康保険運営協議会においても審議され、承認いただいておりますことを申し添え、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） すみません、今課長るる細かく説明していただいたんですけども、

ちょっと何かこの文章の数字と、説明の文章が違ったので、ちょっと確認をお願いします。

ページが25ページ、下から4行目の同項第2号中28万5,000円を29万円と書いてあるんですが、今課長さんが29万5,000円と言ったんですよね。私の聞き取りが悪かったのかどうか。そういうふうにちょっと私は29万5,000円とたまたま、あれ、ちょっと数字が違うなと思っているんですが、その辺をちょっと確認をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） すみません、私の読み間違えたもので、訂正させてもらいます。29万円でございます。

○議長（渡邊泰宣君） よろしいですか。

ほかに質問、質疑ございませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） この改正は、国の法律の改正によってなされたという説明がありました。この保険税条例の改正するについては、ニュース等でも盛んに報じられたところだと思います。要は20万円、第2条3項ただし書中20万円を22万円に改めるというところから発生してきているのかなと思います。

それで、課長さんの答弁の中でも、極力抑える施策は打っているんだということは重々分かりました。本当に苦しい思いで、これだけの引上げをしたということは重々分かりました。

しかしながら、見てみると約30パーセント近い引上げになっている。平均1万円の値上げだと。高齢者の方々は、物価高騰とか、いろんな面で非常な負担が増えてきているということは事実でございます。税金も含めて、それで、先ほど一般質問中でもありましたけれども、これからは独居老人が非常に増えてくるという中で、ますます夫婦2人でいるより、独居老人の方になったときは、非常に負担が増えてくるのかなということで心配しています。

その辺は多分重々考慮した上での説明だと思いますけれども、その辺について、高齢者の負担が増えるということについては、再度どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 高齢者の負担についてどう考えるかということなんですねけれども、国民健康保険については、加入者の皆さんで共助、助け合っていくものということをご存じかと思いますけれども、そういう中で、当然所得のある方については、説明の中でもしましたけれども、少し負担を多くいただくような施策を取っております。

また、高齢者の中でも所得の少ない方については、軽減という措置も入っておりますので、そういう中で併せて見ていくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） よろしいですか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。

大変苦しい思いで上げているというのは重々分かっています。高齢者の方々に少しでも配慮をしていただきたい、今後も多分こういった傾向は続いていくんではなかろうかと。今回の引上げで終わりじゃなくて、多分何年か後にはまたさらに引上げが考えられるんじゃなかろうかと思いますので、その辺も含めて、高齢者に対する支援を一層ほかの面も含めてやっていただきたいと思いますけれども、この引上げがまた何年後かには行われるという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 今回、財政的に保険税が不足しているということで、税率の改正案を提案させていただきました。この税率案で計算して、来年度も状況が変わらないようであると、それでもやっぱり不足している状態ですので、来年度またその時点で税率のほうの算定をする必要があると思います。

このままの状態でいけるかどうかというのは、今の状態でいったときには、やはりちょっと改正しなきゃいけないのかなというのはございますが、今後、県への納付金の状況ですか、また、今年度の、今年の加入者の皆さんのが所得の状況なんかも今後変わってくるかと思いますので、その辺を見極めながらまた来年度、繰越金ですか、財政調整基金のほうを繰り入れるとか、そういうのも考慮しながら、慎重に税率改正については考えていきたいなどは考えておりますが、ただ、今の状況でいくと、来年度以降もその見直しというのを絶えず行いながら、必要な改正が出てくるかなというふうには、ちょっと今の状況では思っていませんけれども、また来年の状況でその辺は最終的に判断ということになると思います。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の答弁で、恐らくこれは国民健康保険だけじゃなくて、いろんな社会保障費というのは本当に税金に比べるとはるかに社会保障費の負担が大きいということは、これは重々皆さんもご存じだと思います。

今後も引上げが続いていくことは本当に予想されます。その際は、できるだけ抑えるような形で考慮していただきたいと思いますけれども、その辺については極力抑えながら引き上げていくということでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） できるだけ加入者の皆様には負担が急激に上がらないようには考えていきたいというのは、当然私の担当課のほうとしてもございます。

ただ、県への納付金とか、そういうのも考慮しなきゃいけませんので、県全体の状況を見ながら、大多喜町のその辺の状況ですよね。位置とか、そういうのも考慮しながら、今先ほど言わされました高齢者、また低所得者のこととも考慮しながら、全体を見て考えていきたいなというふうに思います。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） 私は国民健康保険運営協議会に出ておりましたので、聞いてはいるんですけども、ちょっと記憶が不確かでありますので、財政調整基金、今幾らあって、そのうち幾らを今回使うのか、その点を教えていただければと思います。申し訳ございません。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 財政調整基金につきましては、令和4年度末で9,907万3,000円でございます。今回令和5年度、財政調整基金のほうを1,545万1,000円取り崩して、国保の会計のほうに入れて、5年度末の財政調整基金の残額の見込みが8,362万2,000円というふうになります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり。賛成答弁をさせていただきたいと思います」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

反対者はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） はい、7番山田久子でございます。すみません。

議案第42号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま国の法改正のほか、町の国保税についての説明があり、引上げ等がされるということのご説明をいたしましたところでございます。

本町では、国民健康保険税が高いとのお声を本当に長くいただいているところでございますが、令和3年度より支援分、介護分の平等割を廃止するなど、保険税の低減に取り組んでくださっておりましたことも事実でございます。

議員の皆様も既にご存じのように、国民健康保険税は県から示された税の必要額を町の国保税として徴収しますが、令和5年度分の徴収に当たり、県から示された1人当たり平均調定額の案は、昨年に比べて2万4,025円増額となるものでございました。

これを受けて、本町執行部において1人当たりの調定分の増額が、平均の増額が1万円を超えることのないようにとの考え方の基、前年度繰越金見込額より2,672万6,000円を国保税の財政基金よりの繰入れ1,545万1,000円をしていただいた上で、1人当たり平均の調定額の増額分を9,409円とする今回の保険税案を示したと伺っておりますところでございます。

被保険者の数の減少もある中で、県からの納付額の減少が見られないなど、やむを得ない状況もございます。また、町では保険税負担の公平性の観点から、97パーセントを超える県内でも上位の徴収率に取り組むほか、医療費の抑制を踏まえ、早期発見の観点から、町健康診査の受診勧奨やがん検診等にも力を入れてくれておるところでございます。

このようなことから、執行部としても1人当たり調定額を抑える努力をしていただいている中でのやむを得ない税制改正を考えますことから、私は賛成の立場とさせていただきます。

なお、保険税は1年単位で決められますので、今後、県への納付金額が下がるなど、保険税の軽減が可能となる要因が見受けられる場合には、柔軟にご対応をお願いしたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、議案第43号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案つづり27ページをお願いいたします。

議案第43号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に介護保険料の減免措置を行った場合、国から財政支援の対象となっております。5月8日、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になったことに伴い、国による財政支援は終了するとのことでありますが、令和元年度から令和4年度分の保険料で、令和5年4月以降に納期限が到来するものについて減免を行った場合は、引き続き財政支援を行う予定とされています。

つきましては、介護保険料の減免基準を定める、大多喜町介護保険条例の一部を改正することについて提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「除く。」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

次に、附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、議案第44号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 議案第44号 辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明いたします。

議案つづり29ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、交通条件、自然的、社会的及び経済的条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図る必要がある地区について、道路、消防施設及び飲用水

供給施設など、同法に規定される公共施設について、総合的かつ計画的に整備を促進するため策定するものです。

本計画に位置づけられた事業は、地方債を財源とすることができます、起債充当率は100パーセントで、元利償還金の80パーセントが普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入され、交付税措置されることとなっております。

今回の変更ですが、会所及び弓木地区を区域とした、令和3年度から令和7年度5年間の計画期間において、既に位置づけられております町道改良工事の事業費増額に伴う計画変更について、議会の議決を求めるものです。

内容としましては、県道勝浦上野大多喜線側を起点としました町道会所弓木線、工事延長800メートル区間の一部について、現地状況に合わせた工法及び工事の実施時期の変更に伴い、計画期間内の事業費で3,644万5,000円増額となるものです。

よって、当初計画額1億2,040万円を3,644万5,000円増額し、1億5,684万5,000円に変更しようとするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第44号 辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

会所・弓木辺地に係る総合整備計画書3、公共的施設の整備計画の表を次のように改める。

施設名、1、交通・通信体系の整備（道路改良）、町道会所弓木線、町道弓木西上線。

事業主体、大多喜町。

事業費、1億5,684万5,000円。

財源内訳、特定財源、ゼロ。一般財源、1億5,684万5,000円。

一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、1億5,684万5,000円。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

失礼しました。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額、すみません、1億5,670万円でございます。すみません、失礼いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、工事の変更内容について、もう少し具体的に教えていただきたいのと、期間延長というふうにご説明いただいたように私ちょっと聞いたんですが、この資料によりますと、令和3年から令和7年の5年間ということで、ここの期間は変わっていないのかなと思ったんですが、聞き間違いもあるかも分からぬんで、もう一度ご説明いただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） すみません、変更となる工事内容ですが、町道の県道からの入り口部分からしばらくの間、必要となる土の確保ができましたので、そこの部分の拡幅と、実施時期については、延長でなく変更ということで、各年度に予定していた工事内容を、土が確保できた関係で前倒しにするような内容になっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

6番 吉野信一君。

○6番（吉野信一君） 大体場所は分かるんですけども、交通とその通信体系というのは、これは電線、電柱のことでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 通信体系ということでございますが、これに関しましては、電柱、電線というよりも、例えば光回線であるとか、そういう回線網の区分になります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前 1時 5分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 0分)

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第9、議案第45号 夷隅環境衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第45号 夷隅環境衛生組合規約の変更に関する協議についてをご説明いたします。

議案つづり31ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

現行の規約では、夷隅環境衛生組合の管理者、副管理者は、夷隅環境衛生組合規約第7条第1項において各1人と規定されておりますが、今回、執行機関体制の強化を目的とするために、副管理者を2名にする改正を行うものです。

この改正により、夷隅環境衛生組合を組織する地方……

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長、マスクを取って話してもらいたい。何か声がこもっちゃうといけないらしいんで。

○環境水道課長（小高一哉君） はい。そうしましたら、この改正によりまして、夷隅環境衛生組合を組織する地方公共団体の全ての長が管理者及び副管理者となることから、これに合わせて、関係市町における組合議員の選出等についても所要の改正を行うものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅環境衛生組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法290条の規定により議会の議決を求めるものです。

夷隅環境衛生組合規約の一部を改正する規約。

夷隅環境衛生組合規約の一部を次のように改正する。

ここからの改正文の朗読につきましては割愛させていただきまして、改正理由のみご説明をさせていただきます。

第5条第2項の改正は、関係市町における組合議員の選出方法を定めるものです。

続いて、第5条第3項及び第6条第1項の改正につきましては、先ほどご説明しました第5条第2項の改正により、所要の改正を行うものです。

第7条第1項の改正は、副管理者を2名に改めるものです。

第8条の改正は、同条第2項に、副管理者の選任方法について定めることを加えたことによりまして、所要の改正を行うものです。

附則につきましては、この規約の施行日、経過措置を定めるものです。

以上で、夷隅環境衛生組合規約の変更に関する協議についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、質疑をされる方及び答弁される職員の皆様には、マスクを取ってお願いしたいと思います。会議の中でね。

じゃ、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第10、議案第46号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、マスクを外して説明をさせていただきます。

議案第46号の説明をさせていただきます。

33ページをお願いします。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億533万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,827万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により説明をしますので、3枚めくって38、39ページをお願いします。

2、歳入、款13分担金及び負担金、項1負担金、目2衛生費負担金、3万2,000円の増額補正是、養育医療の自己負担分でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金6,412万9,000円の増額補正是、マイナンバーカード交付に係る補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。今回の6月の補正予算では、価格高騰重点支援事業として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の給付と、地域通貨事業の増額として2億円のプレミアム分10パーセントの2,000万円と、子どもの成長応援として、県の支援の対象とならない未就学児1人当たり1万円の支援及び当初予算で措置済みの高校生医療費助成、プレミアム商品券の補助、小中学生の給食費の値上げ分に充当するものでございます。

目 2 民生費国庫補助金60万3,000円の増額補正は、保育園送迎バスの安全装置設置に対する補助金でございます。

目 5 教育費国庫補助金45万円の増額補正は、感染症の流行下において、教育活動継続等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組等に対する補助金で、小学校 2 校の網戸設置費用に充当するもので、この補助金は 1 校当たり 45 万円の事業費の上限で 50 パーセントの補助率でございます。

款16県支出金、項 1 県負担金、目 3 衛生費県負担金161万8,000円の増額補正は、未熟児養育医療費等負担金でございます。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金757万5,000円は、県の実施する子どもの成長応援臨時給付金事業の事業費と事務費でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長、着座にて説明してください。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明を続けさせていただきます。

目 8 教育費県補助金26万4,000円の増額補正は、大多喜小学校のスクールバス 3 台の安全装置設置に対する補助金でございます。

款20繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金3,024万5,000円の増額補正は、収支の均衡を図るために、前年度繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項 5 雑入、目 2 雑入 2 億42万円の増額補正は、地域通貨のチャージ分 2 億円と、木の駅プロジェクト分の42万円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきますので、次のページをお願いします。

3、歳出、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費 2 億2,200万円の増額補正は、定住化対策事業の空き家改修事業補助金が、新年度早々に当初予算で予定していた 2 件の交付が見込まれるため追加の 2 件分の増と、地域通貨事業は、新たな価格高騰重点支援地方交付金を活用し、チャージ金額に10パーセントのプレミアムをつけるもので、2 億円のチャージに対し10パーセント、2,000万円のプレミアムで、合計 2 億2,000万円でございます。

目 8 諸費2,268万7,000円の増額補正は、令和 4 年度に実施した住民税非課税世帯への給付金と事務費の実績による国庫支出金の返還でございます。

項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費 9 万8,000円の増額補正は、改正道路交通法が令和 5 年 7 月 1 日に施行となり、新設される特定小型原動機付自転車のナンバープレートの購入でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費60万1,000円の増額補正は、マイナンバーカード取得時のマイナポイントの申請期限が5月末から9月末まで延長となるため、対応に必要な会計年度任用職員の人事費の増でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3,176万2,000円の増額補正は、新たな価格高騰重点支援地方交付金事業で、令和5年度の住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費981万4,000円の増額補正は、子育て世帯への支援で、中学生以下の子供に対し1人当たり1万円を給付するもので、小学生、中学生が県の支援の対象で、県の支援の対象とならない未就学児に対して、新たな価格高騰重点支援地方交付金事業として町が支援をするものでございます。

一般財源のマイナス222万5,000円は、新たな価格高騰重点支援地方交付金を、高校生医療費助成へ充当することによる財源内訳の変更でございます。

次のページをお開きください。

目4児童福祉施設費60万3,000円の増額補正は、保育園の送迎バスに設置が義務づけられた安全装置導入補助金で、みつば保育園、つぐみの森保育園、それぞれ2台、計4台分でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費220万円の増額補正は、新生児のNICUの費用に対する養育医療給付費でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費42万円の増額補正は、木の駅プロジェクトに係る地域通貨利用協力金で、持込み木材の増によるものでございます。

目2林業振興費7万3,000円の増額補正は、間伐材の増による補助金の増でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、新たな価格高騰重点支援地方交付金をプレミアム商品券補助へ充当することによる財源内訳の変更でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費200万円の増額補正は、町道老津線のナラ枯れ等による倒木や落下の危険がある樹木の伐採でございます。

目5河川管理費102万3,000円の増額補正は、小土呂地先の大久保川の護岸の補修と、堆積した土砂の撤去でございます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費205万5,000円の増額補正は、小学校管理事務事業の補助金は、大多喜小学校のスクールバス3台分の安全装置導入補助金で、学校管理事業（西小）は、国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の学校における換気対策整備

支援で、網戸の設置と空気清浄機の購入でございます。

次のページをお願いします。

学校管理事業（大小）は、西小と同じく換気対策整備支援で、網戸の設置でございます。

目2教育振興費等、項3中学校費、目2教育振興費は、新たな価格高騰重点支援地方交付金を、給食費無償化の値上げ分へ充当することによる財源内訳の変更でございます。

項4社会教育費1,000万円の増額補正は、今年3月に図書館にされた指定寄附金を活用して購入する貸出しシステムや木製の本棚など、施設用備品と図書の購入でございます。

以上で議案第46号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日7日から9月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時16分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　渡　　邊　　泰　　宣

署　名　議　員　　麻　　生　　勇

署　名　議　員　　野　　村　　賢　　一